

第4期水源環境保全・再生かながわ県民会議への引継書

平成26年3月27日

水源環境保全・再生かながわ県民会議

座長 田 中 充

目 次

はじめに	1
1 施策調査専門委員会	2
2 市民事業専門委員会	5
3 事業モニターチーム	9
4 県民フォーラムチーム	13
5 コミュニケーションチーム	17
県民会議の活動に関する所感等	21

はじめに

水源環境保全・再生かながわ県民会議は、平成19年4月に設置されて以来、水源環境保全・再生施策について、県民の立場から、施策の点検・評価や市民事業等への支援などに関する報告、提言を行うとともに、県民に対する普及・啓発や情報提供など、様々な活動を実施してまいりました。

これらの活動については、第1期～第3期県民会議委員の格別なご協力により、多くの成果を挙げる一方で、今後検討すべき課題も残されています。

そこで、第3期県民会議では、委員の任期満了（平成26年3月末）にあたり、この2年間の取組成果や今後の課題、懸案事項等を取りまとめた第4期県民会議への引継書を作成することといたしました。

第4期県民会議委員におかれましては、本引継書の内容をご参考とし、新体制による県民会議の円滑な運営にお役立てくださるようお願い申し上げます。

1 施策調査専門委員会

(1) これまでの成果

施策調査専門委員会は、施策の進捗や効果を把握するための指標・方法の検討、施策の点検・評価の実施及びそれらの県民への情報提供に関することを所掌事項とし、学識経験者を委員として平成19年5月に発足した。

年度	取組成果等
19	<ul style="list-style-type: none">○ 専門委員会は公開とするとともに、公募委員等他の県民会議委員をオブザーバとして加え、多面的に意見形成を図った。○ 各特別対策事業と最終目標である「良質な水の安定的確保」の効果を評価する道筋を「各事業の評価の流れ図（構造図）」として整理した。○ 県が施策の実施効果を評価するために行う「水環境モニタリング調査」や個別事業のモニタリング調査の手法等について、専門的立場から意見を述べ、修正を加えた。
20	<ul style="list-style-type: none">○ 公募委員が主体となり実施した事業モニターに際して、事業現場において専門的見地から説明等を行った。○ 平成19年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。
21	<ul style="list-style-type: none">○ 平成20年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。○ 第2期実行5か年計画に関する意見について検討した。
22	<ul style="list-style-type: none">○ 平成21年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。○ 第2期実行5か年計画に関する意見を取りまとめ、意見書案として県民会議に提示した。
23	<ul style="list-style-type: none">○ 平成22年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。○ 森林生態系評価の実施方法等について検討を行った。○ 県外対策（山梨県）の評価手法について県に意見を述べた。

年度	取組成果等
24	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行うとともに、第1期5か年の取組全体について総括する点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。 ○ 県が行う森林生態系効果把握手法等検討業務の実施状況や検討結果報告の各段階において、施策評価のあり方等の観点から県に意見を述べた。
25	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2期実行5か年計画初年度の平成24年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。 ○ 第2期実行5か年計画の満了時を見据え、全体計画の前半10年間における施策の総合的な評価の進め方について検討し、施策の実施効果について「状態・機能、経済」の3つの視点による総合的な評価を行うとともに、平成27年7月に総合的な評価ワークショップを開催する方針を県民会議に提示した。

(2) 課 題

① 施策の総合的な評価の取組

第2期実行5か年計画の満了時は、施策の前半10年の節目にあたることから、それまでの施策の取組状況や成果について、県民から大いに問われることが想定される。このため、前半10年に関して事業の成果や課題を総括し、施策全体の総合的な評価を行い、その結果を県民に分かりやすく示して理解を得ることが重要である。

総合的な評価の取組においては、これまで継続してきた森林関係や水関係の各種モニタリング調査に加え、平成25年度から開始した森林生態系効果把握モニタリングや、平成26年度に実施予定の経済的手法を用いた施策評価の結果を活用して、総合的な見地から評価結果を取りまとめる必要がある。

また、県民に開かれた形で評価ワークショップを開催するなど、県民参加による評価方式も検討する必要がある。

② 「次期実行5か年計画に関する意見書」の作成に向けた検討

県の次期実行5か年計画の検討に先立ち、毎年の特別対策事業の点検・評価の結果を踏まえて、次期計画策定の基本的な方向性や盛り込む事業の考え方などに関して県民会議としての意見を取りまとめ、意見書として県に提出する役割を担っている。このため、平成27年度の意見書提出に向けて、平成26年度においては意見書原案の検討を行う必要がある。

③ 水関係事業の評価の充実・強化

水関係事業の評価機能の充実・強化を図る観点から、施策の実施効果を分かりやすく県民に示すための水質指標の総合化などについて検討する必要がある。

特に、河川・水路における自然浄化対策の推進（6番事業）の評価機能の充実・強化に向けて、多様な生物の生息空間の有害物質に対するモニタリング機能の重要性なども踏まえつつ、事業のねらいや目標に対応した河川生態系の健全性の指標と評価手法について検討する必要がある。

また、水質の維持・向上や生態系の健全化の観点から、施策の実施効果を評価するための指標に関して体系的な整理が課題である。

④ 経済的手法を用いた施策評価の取組

施策の総合的な評価の取組において、状態・機能評価を補完するものとして、経済的手法を用いた施策評価を参考的に実施することを予定している。平成26年度では、有識者検討会議を設置し、経済的手法を用いた施策評価のための調査の実施及び調査結果の取りまとめ・分析を行うこととしており、検討及び調査実施の各段階において施策評価のあり方等の観点から適切に意見を述べる必要がある。

<参考資料>

- 点検結果報告書（第2期・平成24年度実績版）
- 施策調査専門委員会設置要綱
- 施策調査専門委員会開催状況

2 市民事業専門委員会

(1) これまでの成果

市民事業専門委員会は、NPO等が行う事業を支援する仕組みの検討を所掌事項とし、学識経験者を中心に平成19年5月に設置された。

年度	取組成果等
19	<ul style="list-style-type: none">○ 市民事業支援制度の検討に当たっては、県内140団体のアンケート調査、10活動団体のヒアリング、県民会議委員の意見など129件の意見を元に検討し、19年12月、20年2月に県民会議に諮ったのち、報告書を知事に提出した。
20	<ul style="list-style-type: none">○ 前年度の報告に基づき、県は市民事業支援補助金制度を創設した。20年度は32団体65事業の申請があり、専門委員会は選考会として、申請事業を審査し、20団体36事業の支援を決定し、知事に報告した。県は、この報告に基づき、補助金交付決定を平成20年7月に行った。○ また、補助金の運用を通じ、改善点や財政的支援以外の支援策について検討し、県民会議に諮ったのち、平成20年12月に知事に報告した。県は、この報告に基づき、平成21年1月から21年度事業を募集した結果、24団体46事業の申請があり、うち21団体40事業を採択した。○ 財政的支援以外の支援策については、事業報告会と情報交換会を行い、各団体の交流を促進するとともに、県ホームページに市民事業支援の情報提供コーナーの設置を要望し、県はこれを整備した。
21	<ul style="list-style-type: none">○ 市民事業支援制度の課題の検討や、市民事業交流会（中間報告会）を実施するとともに、市民事業支援補助金の愛称を「もり・みず市民事業支援補助金」に決定した。○ また、22年度事業について、30団体55事業の申請があり、うち23団体39事業を採択した。
22	<ul style="list-style-type: none">○ 市民事業等支援制度をより利用しやすく、さらに水源環境の保全・再生に資するものとするため、第2期実行5か年計画における制度のあり方について、NPO団体へのヒアリング・現地視察などを通じた制度評価を実施し、評価結果について報告書（中間報告案）として取りまとめた。○ また、23年度事業について、21団体31事業の申請があり、うち20団体28事業を採択した。
23	<ul style="list-style-type: none">○ 平成23年8月に市民事業支援制度にかかる報告書を知事に提出した。県はその報告書を基に、水源環境の保全・再生に係る市民活動の定着を目的とする「定着支援」と、団体のスキルアップや自立化を目的とする「高度化支援」の2つの支援部門を設定した「ステップアップ方式」の市民事業支援補助金制度への改定を行った。

年度	取組成果等
23	<ul style="list-style-type: none"> ○ やどりき水源林にて、市民事業交流会（現地検討会）を開催し、チェンソーを使用した森林整備研修及び水質調査研修を実施した。 ○ 24年度事業について、26団体44事業の申請があり、うち23団体35事業を採択した。
24	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「定着支援」と「高度化支援」の2つの支援部門を設定した「ステップアップ方式」による、市民事業支援補助金を開始した。 ○ 新都市プラザにて、市民事業交流会（市民団体活動紹介展）を開催し、ポスター・活動写真・間伐材製品・水質調査結果等の展示、水質調査の実演などが行われた。 ○ 25年度事業について、26団体43事業の申請があり、うち23団体37事業を採択した。
25	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新都市プラザにて、市民事業交流会（市民団体活動紹介展）を開催し、団体活動内容紹介パネル・作品の展示、活動紹介チラシ、グッズの配布、水質調査の実演などが行われた。また、市民団体相互の意見交換会として、ワールド・カフェ（小グループによるオープンな話し合い）を、初めて実施した。 ○ 26年度事業について、26団体46事業の申請があり、うち23団体38事業を採択した。

(2) 課 題

① 市民事業等支援制度の円滑な運用

ステップアップ方式の補助制度に改正したことの効果（定着から自立へ）を検証し、必要に応じて制度改正を検討する必要がある。

② 都市部における市民事業への支援

横浜・川崎などの水源地以外における水源環境保全・再生に関する市民活動の活性化を図る方策について検討する必要がある。

例えば、普及啓発・教育事業を実施する際の要件の緩和など、市民団体が都市部で事業を実施しやすい仕組みが考えられる。

③ 県と市民団体との協働事業の実施

高度化支援を終えた団体と県との協働事業の実施に向け、実現可能なスキームを検討する必要がある。

例えば、水源環境保全・再生かながわ県民フォーラムにおける体験コーナー等の出展など、水源環境保全・再生施策の普及啓発イベントの協働開催、などが考えられる。

④ 新たな支援団体の開拓

現在補助金を受けて活動している市民団体の多くが、平成28年度をもって補助期間が終了する。このことを踏まえ、新たな支援団体を開拓について検討する必要がある。

例えば、環境の保全を図る活動を行っているNPO団体などに対する広報、補助団体からの情報提供による任意団体に対する広報、などが考えられる。

⑤ 市民事業交流会の実施方法

市民事業交流会の参加団体からのアンケート結果では、団体間相互の意見交換や活動状況報告を開催して欲しいとの意見が寄せられた。このことを踏まえ、市民事業交流会の実施方法について検討する必要がある。

例えば、市民団体活動展と意見交換会を、それぞれ別の日に開催にする（市民事業交流会を年2回開催する）、などが考えられる。

⑥ 事業報告会のあり方

現在補助金を受けて活動している市民団体の多くが、平成28年度をもって補助期間が終了する。このことを踏まえ、事業報告会のあり方を検討する必要がある。

例えば、現行の水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム（もり・みずカフェ）との同時開催ではなく単独の開催、あるいは事業報告書の提出を求め冊子として作成し関係機関へ配布する、などが考えられる。

<参考資料>

- 平成23年度市民事業等支援制度報告書（平成23年8月1日）
- 市民事業専門委員会設置要綱
- 市民事業専門委員会開催状況

3 事業モニターチーム

事業モニターチームは、12の特別対策事業を県民の目線でモニターし、その結果を発信することを目的に、公募委員を中心に企画・実施するもので、19年度に設置を決定した。

平成20～23年度の実施にあたっては、森林の保全・再生事業を担当する森チームと、河川、地下水の保全・再生事業等を担当する水チームの2チームに編成したが、平成24年度より『2チーム制』は廃止している。

(1) 第1期5か年計画期間の成果

平成20～23年度において、事業モニターを下記のとおり実施した。

モニター結果については、ニュースレター「しずくちゃん便り」により県民にお知らせするとともに、点検結果報告書の中に「事業モニター結果」として意見を掲載した。

【平成20年度】

	実施日	対象事業	実施場所
森 チ ー ム	H20. 5. 17(土)	地域水源林整備の支援	秦野市
	H20. 9. 10(水)	水源の森林づくり事業の推進	山北町
		間伐材の搬出促進	秦野市
	H20. 10. 30(木)	丹沢大山の保全・再生対策	清川村
H21. 2. 9(月)	溪畔林整備事業	清川村	
水 チ ー ム	H20. 5. 21(水)	河川・水路における自然浄化対策の推進	小田原市、開成町
	H20. 9. 5(金)	県内ダム集水域における公共下水道、 合併処理浄化槽の整備促進	相模原市
		H20. 10. 28(火)	地下水保全対策の推進
	H21. 1. 18(日)	河川・水路における自然浄化対策の推進	厚木市
市民事業支援制度		山北町、大井町	

【平成21年度】

	実施日	対象事業	実施場所
水 チ ー ム	H21. 9. 7(月)	県内ダム集水域における公共下水道、 合併処理浄化槽の整備促進	相模原市
		H21. 12. 18(金)	河川・水路における自然浄化対策の推進
	H22. 2. 8(月)	地下水保全対策の推進	秦野市
森 チ ー ム	H21. 10. 16(金)	丹沢大山の保全・再生対策	丹沢山
	H21. 12. 22(火)	溪畔林整備事業	山北町
		地域水源林整備の支援	中井町
H22. 2. 10(水)	水源の森林づくりの推進	厚木市	
	間伐材の搬出促進	秦野市	

【平成22年度】

	実施日	対象事業	実施場所
水 チ ー ム	H22. 8. 6(金)	河川・水路における自然浄化対策の推進	小田原市、開成町
	H22. 9. 15(水)	地下水保全対策の推進	中井町、開成町
森 チ ー ム	H22. 9. 8(水)	丹沢大山の保全・再生対策	清川村
	H22. 10. 19(火)	地域水源林整備の支援	相模原市、清川村

【平成23年度】

	実施日	対象事業	実施場所
水 チ ー ム	H23. 9. 12(月)	河川・水路における自然浄化対策の推進	相模原市
	H24. 2. 23(木)	河川・水路における自然浄化対策の推進	大井町・南足柄市
森 チ ー ム	H23. 8. 8(月)	水源の森林づくり事業の推進	山北町
		間伐材の搬出促進	秦野市
	H23. 11. 9(水)	丹沢大山の保全・再生対策	清川村
	H23. 11. 30(水)	水源の森林づくり事業の推進 (かながわ森林塾の実施)	松田町
地域水源林整備の支援		箱根町	

(2) 第2期5か年計画の2年間の取組

平成24～25年度において、事業モニターを下記のとおり実施した。

なお、25年度モニターについては、対象事業にテーマを設定し、行政と委員との意見交換を充実させることとした。

【平成24年度】

実施日	対象事業	実施場所
H24. 11. 7(水)	水源の森林づくり事業の推進	山北町
	溪畔林整備事業	山北町
H24. 12. 6(木)	かながわ森林塾の実施	松田町
	地域水源林整備の支援	箱根町
H25. 2. 8(金)	河川・水路における自然浄化対策の推進	厚木市
	地下水保全対策の推進	秦野市

【平成25年度】

実施日	対象事業 【テーマ】	実施場所
H25. 8. 26(月)	水源の森林づくり事業の推進 丹沢大山の保全・再生対策 【第2期から始まった事業】	秦野市、清川村
H25. 10. 17(木)	県内ダム集水域における公共下水道、 合併処理浄化槽の整備促進 【事業進捗と行政が抱える課題】	相模原市
H25. 11. 29(金)	水源の森林づくりの推進 【事業効果と行政が抱える課題】	山北町
H26. 1. 20(月)	相模川水系上流域対策の推進 【第2期から始まった事業】	山梨県

(3) 課 題

① メンバーの構成員について

これまでのモニターチームは、公募委員及び参加を希望した一部の有識者や関係団体で構成されていたが、施策評価の重要性から、今後は、すべての県民会議委員が事業モニターで事業を評価することについて、検討する必要がある。

② 事業モニターの開始時期について

26年度のモニターは、県民会議として第3期実行5か年計画に県民意見を反映させていくための重要な取組であることから、できるだけ早い段階で事業の説明を行い、有意義な事業モニターとなるよう計画する必要がある。

③ 事業モニターの実施方法について

24年度は、水源の森林づくり事業など「主要な事業の実施箇所」を中心にモニターし、25年度は「現状において課題を抱えている箇所」、「第2期実行5か年計画から新たに事業を開始した箇所」を選定して、事業モニターを実施したことから、実施場所を含めて今後も同様の方法とするのか検討する必要がある。

④ 事業モニターの評価方法について

第2期県民会議委員からの引継事項であった点数評価（23年度に事業評価ワーキンググループで検討）を採用し、各自が自らの根拠によって採点し、また、採点理由を説明するよう心がけてきたが、評価点がバラつくことや最高点と最下点の示す意味など採点基準の必要性を含め、効果的な評価方法について検討する必要がある。

⑤ 評価結果の情報発信方法について

第1期5か年計画期間中に実施した「しずくちゃん便り」に代わる事業モニター結果の発信方法として、報告書を作成し、ホームページで公開してきたが、県

民会議が実施するあらゆる機会を捉えて情報を発信していくなど、今後、効果的な情報発信方法を検討する必要がある。

<参考資料>

- 事業評価ワーキンググループ最終報告

4 県民フォーラムチーム

県民フォーラムチームは、水源環境の現状や保全・再生施策の状況を周知するとともに、県民意見を幅広く収集することを目的に、公募委員を中心に企画・実施するもので、19年度に設置を決定した。

(1) これまでの成果

平成19～25年度において、県民フォーラムを次のとおり実施した。

県民会議では、県民フォーラムで収集した県民意見を取りまとめ、知事に対し「県民フォーラム意見報告書」として提出し、県民意見の水源環境保全・再生施策への反映の検討について要望を行った。

また、25年度には、ミュージカル「葉っぱのフレディ」の主役が出演した水源環境保全・再生施策のテレビコマーシャルを放映するとともに、県民フォーラムにおけるミュージカル出演者による歌の披露を行い、テレビ放映と県民フォーラムを組み合わせた、年間を通じた効果的な周知を行った。

回	開催地域 (開催地)	開催日	テーマ	参加者数	意見数
1	県西 (山北町)	H19. 10. 23(火)	県西地域から見た水源環境について、皆さんと一緒に考えてみませんか?	250名	77件
2	県北 (相模原市)	H20. 1. 17(木)	水源地を多く抱える県北地域で、水源地の現状やそこの市民活動、さらには水源地の将来について考えます。	182名	54件
3	県央・湘南 (秦野市)	H20. 3. 23(日)	水源保全地域と都市地域の両方を抱える県央・湘南地域で、水源環境を県民の手で保全・再生していくためにはどうしたらよいかについて考えます。	110名	38件
4	横須賀・三浦 (横須賀市)	H20. 5. 16(金)	水源地域の現状を知っていただくとともに、水で結ばれた都市地域と水源地域の上下流連携について、皆様と一緒に考えます。	74名	17件
5	横浜・川崎 (横浜市)	H20. 7. 31(木)	横浜・川崎地域の皆様は水源地の状況を知っていただくとともに、平成19年度の事業実績を報告し、今後の施策のあり方について、参加者の皆様と一緒に考えます。	91名	29件
6	(総括) (相模原市)	H21. 2. 11(水)	水源地・森林再生の第2ステージに向けて～全国の経験から学び、全国に発信する～	326名	88件
7	横浜・川崎 (横浜市)	H22. 1. 26(火)	これからの水源環境への取組を考える～市民グループ・企業の立場から～	205名	55件
8	湘南・県央 (藤沢市)	H22. 2. 27(土)	県民の大切な水、その水源の森をいかに守るかー荒廃する水源林の現状と再生へのチャレンジー	131名	71件
9	県西 (小田原市)	H22. 7. 29(木)	酒匂川流域から見た水源環境保全・再生について	105名	40件
10	山梨県 (大月市)	H22. 9. 4(土)	桂川の水が神奈川県民の飲み水であることをご存知ですか? ～桂川・相模川流域の環境保全に向けて、今、何が求められているかを考える～	142名	34件
11	川崎・横浜 (川崎市)	H22. 10. 24(日)	私たちの水はどこから来ているのか	102名	19件
12	湘南・県央 (伊勢原市)	H23. 2. 6(日)	森林とシカの一体管理 (野生動物との共存)	122名	34件

回	開催地域 (開催地)	開催日	テーマ	参加 者数	意見数
13	(総括) (横浜市)	H23. 8. 27(土)	いのち輝く水を次世代に引き継ぐために	361名	119件
14	相模原 (相模原市)	H24. 3. 4(日)	相模湖・津久井湖の水源地環境を考えよう！ ～地域を越えた森林整備・アオコ問題への取組～	123名	52件
15	横浜・川崎 (横浜市)	H24. 10. 23(火)	(もり・みずカフェ)	※1620名	15件
16	相模原 (相模原市)	H24. 11. 24(土)	川の声を聞こうよ 桂川～相模川 ―絶滅危惧種 カワラノギクの保全― ―山梨・神奈川県が共同して行う 水源地環境の保全・再生―	268名	34件
17	横浜・川崎 (横浜市)	H25. 3. 16(土)	(もり・みずカフェ)	※1,172 名	129件
18	県西地域 (小田原市)	H25. 5. 25(土)	(もり・みずカフェ)	※1375名	68件
19	横浜・川崎 (横浜市)	H25. 8. 9(金)・ 10(土)	(もり・みずカフェ)	※1261名	97件
20	相模原 (相模原市)	H25. 11. 9(土)	森と水を考える集い スポーツフィッシャーマンよ、川の番人であ れ!	※64名	30件
21	横浜・川崎 (横浜市)	H26. 2. 22(土)	(もり・みずカフェ)	※1524名	

※1:アンケート回答者数を示す ※2:アンケート配布数191名のうち回答者数64名

<テレビコマーシャル>

- 内容：黒岩知事とミュージカル「葉っぱのフレディ」の出演者が、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を財源として実施している水源環境保全・再生の取組について伝える。
- 制作本数：1本
- 放送時間：30秒
- 放送回数：300回(平成25年8月～平成26年1月)
- 効果：年間で延べ約5,900万人※の神奈川県民が番組を視聴したものと想定される。

※(株)テレビ神奈川による試算

(2) 県民フォーラム意見報告書提出状況

- 第1回～第3回分 平成20年5月15日
- 第4回、第5回分 平成20年12月18日
- 第6回分 平成21年3月27日
- 第7回、第8回分 平成22年5月31日
- 第9回～第12回分 平成23年5月30日
- 第14回分 平成24年5月30日
- 第15回～第17回分 平成25年8月20日

(3) 県民フォーラム意見報告書への回答状況

県に報告した県民フォーラムの意見については、それぞれ後日、県から回答され、その結果は県のホームページで公開されている。

第1回～第3回分 平成20年9月11日

第4回、第5回分 平成21年3月27日

第6回分 平成21年8月3日

第7回、第8回分 平成22年8月12日

第9回～第12回分 平成23年8月1日

第13回分 平成23年11月7日

第14回分 平成24年8月1日

第15回～第17回分 平成25年11月12日

(第13回は県・県民会議の共催であったため、意見報告書の提出はなかった。)

(4) 課題

① 県民フォーラムの開催方法

○ 24年度より、人が集まりやすい日時・場所で県民フォーラム(もり・みずカフェ)を開催するなど、開催方法について改善を図り、水源環境保全・再生施策の県民周知に大きな効果を発揮した。

○ 今後、水源環境保全・再生施策に対する具体的な意見が収集できる県民フォーラムも開催を検討する必要がある。

例えば、出前講座のような小規模の県民フォーラムを各地で開催する、などが考えられる。

○ 「もり・みずカフェ」については、単独開催だけではなく、各種イベントに出向いて開催することを検討する必要がある。

例えば、県庁本庁舎公開、緑の祭典、横浜開港祭、地球環境イベント・アジェンダの日、かわさき市民祭り、さがみはら環境まつり、などが考えられる。

② 県民フォーラムの開催場所

24・25年度で開催していない地域において、県民フォーラム(もり・みずカフェ)を開催することを検討する必要がある。

特に、横浜市に次いで人口の多い川崎市で開催していないことから、川崎市での開催について検討する必要がある。

③ 認知度向上に向けた工夫・検討

県民フォーラムで回収したアンケートの結果を見る限りでは、水源環境保全税や水源環境保全・再生施策の認知度は、依然として低い状況であることから、今後、マスメディアの活用、着ぐるみ「しずくちゃん」を活用した、若年層への周知や集客力の向上など、県民フォーラムのさらなる充実に向けた方策を工夫・検討する必要がある。

④ 県民意見の収集の手法

現在は、県民フォーラムで行うアンケートを通じて、水源環境保全・再生施策に対する県民意見を収集している。

今後、県民が多く訪れる施設に、コミュニケーションチームが作成したリーフ

レットを設置し、リーフレットに貼付されたアンケートはがきを活用して、常時、水源環境保全・再生施策に対する県民意見を収集する仕組みを検討する必要がある。

<参考資料>

- 情報提供等ワーキンググループ最終報告

5 コミュニケーションチーム

(1) これまでの成果

コミュニケーションチームは、施策の実施状況・評価等について、分かりやすく県民へ情報を提供する手法などを検討するため、平成19年8月に公募委員を中心に結成した。

【平成20年度】

- 県のホームページ「かながわの水源環境の保全・再生をめざして」の見直し

県民の目線でわかりにくいと感じた課題を中心に検証を行い、結果を県に報告した。

(報告事項)

① 情報へのアクセス関係

- ・「かながわの水源環境の保全・再生をめざして」へのアクセスについて
- ・関連事項とのリンク等について

② 情報内容関係

- ・特別対策事業について
- ・水源環境保全・再生かながわ県民会議関係について
- ・ニュースレター「しずくちゃん便り」のHP上での紹介について

- ニュースレターの発行

事業モニターチームの現場見学の模様を中心に、県民の視点で感じた意見等を掲載し、県民に広報を行った。

号	発行日	タイトル
1	H20. 7. 18(金)	里山整備に注ぐパワーはすごい (地域水源林整備の支援)
2	H20. 7. 31(木)	メダカも喜ぶ河川整備 (河川・水路における自然浄化対策の推進)
3	H20. 11. 4(火)	ダム集水域の流入水をきれいに (県内ダム集水域における公共下水道、合併処理浄化槽の整備促進)
4	H20. 11. 20(木)	活動しています！水源環境保全・再生かながわ県民会議
5	H20. 12. 5(金)	育林、整備、伐採、そして流通の現場を見る (水源の森林づくり事業の推進、間伐材の搬出促進)
6	H20. 12. 15(月)	地下水も郊外河川もきれいに (地下水保全対策の推進、河川・水路における自然浄化対策の推進)
7	H20. 12. 25(木)	水源環境の保全に取り組む市民活動を応援します！

8	H21. 1. 22(木)	丹沢大山の自然をよみがえらせ水源を守ろう (丹沢大山の保全・再生対策)
9	H21. 3. 3(火)	県民もがんばる水源環境保全・再生の取組み (市民事業支援制度)
10	H21. 3. 18(水)	溪畔林は森から川への恵みの移行ゾーン (溪畔林整備事業)
11	H21. 3. 27(金)	水源地・森林再生の第2ステージに向けて

【平成 21 年度】

号	発行日	タイトル
12	H21. 8. 3(月)	第2期水源環境保全・再生かながわ県民会議がスタートしました！
13	H21. 10. 20(火)	順調に進む県内ダム集水域の生活排水対策事業
14	H21. 12. 21(月)	県民の大切な水資源、丹沢大山の森林荒廃を防ぐ
15	H22. 2. 22(月)	各地で進む水源環境の保全・再生
16	H22. 3. 29(月)	「活力ある森づくり」と「安全でおいしい地下水の保全」

【平成 22 年度】

号	発行日	タイトル
17	H22. 9. 22(水)	生態系に配慮した整備・改修、直接浄化対策の用排水路
18	H22. 10. 29(金)	シカの管理と森林整備で水源地を守ろう！
19	H22. 11. 30(火)	おいしく安全な地下水を守るために
20	H23. 1. 17(月)	水源環境の保全・再生はみんなの力で！
21	H23. 3. 11(金)	地域の水源林を守る！

【平成 23 年度】

号	発行日	タイトル
22	H23. 7. 28(木)	水源環境保全・再生に取り組む現場を見学しました！
23	H23. 10. 28(金)	いのち輝く水を次世代に引き継ぐために -第13回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラムを開催しました-
24	H24. 1. 26(木)	着実に進む水源環境保全・再生への取組 -平成23年4つの現場をモニターしました！-

25	H24. 3. 14(水)	水源環境保全税を活用した保全・再生への新たな取組 -第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画がスタートします-
----	---------------	---

【平成 24 年度】

- より県民に手にとってもらえる広報物を発行していく観点から、従来のニュースレターに代わるリーフレット「森は水のふるさと」を平成 25 年 3 月に発行し、県民フォーラムで配布した。
- リーフレットは、読者として小学校高学年以上とその保護者を想定し、家庭で使用されている水道水の源まで遡りながら、森と水の関係や森の働きなど基礎的な内容を分かりやすく説明する内容とした。

【平成 25 年度】

- 水源環境保全・再生施策の概要を説明した既存のパンフレット「かながわの水源環境の保全・再生をめざして」の内容を基本として、施策のねらいや取組内容、成果について、一般の方や小学生に親しみを持って理解してもらうためのリーフレット「支えよう！かながわの森と水」を発行した。
- 今後の広報資料作成の参考とするため、リーフレット「森は水のふるさと」のわかりやすさや情報量に関して、リーフレット「支えよう！かながわの森と水」のかながわの森と水の取組の理解度に関して、アンケートはがきを添付し、意見を収集することとした。

(2) 課題

① リーフレットを活用した広報について

- コミュニケーションチームが編集したリーフレット「森は水のふるさと」(24 年度発行) について、25 年度の県民フォーラムや本庁舎一般公開など各種のイベントで配布し、また、県内の小学校にも配布した。今後、「支えよう！かながわの森と水」(25 年度発行) と併せて、より一層効果的な配布先を検討する必要がある。
- 25 年度には、県民フォーラムや現地見学会で、リーフレット「森は水のふるさと」を用いて説明を行った。今後も出前授業を積極的に行うなど、リーフレットを活用した新たな広報活動の場を検討する必要がある。

② 読者アンケートの活用について

リーフレット「森は水のふるさと」、「支えよう！かながわの森と水」にアンケートはがきを添付し、読者意見を収集することとしている。

今後、収集した意見については、リーフレット改訂の参考とするなど有効に活用していく必要がある。

③ 広報ターゲットについて

県民フォーラムやリーフレットで収集するアンケートの分析結果を踏まえ、年齢層に応じた効果的な広報手段を検討する必要がある。例えば、若年層をターゲットとする場合には、若年層の利用頻度が高いインターネットを活用し、親しみやすく、分かりやすい工夫をこらした情報を発信する、などが考えられる。その場合、現在のフェイスブック「かながわ しずくちゃん」で対応可能か、別の形で発信するかを含めた検討を行う必要がある。

④ 今後の広報手段について

リーフレット「森は水のふるさと」、「支えよう！かながわの森と水」の発行や、水源環境保全・再生施策をPRするためのテレビCMの製作・放映を行うことにより、県民への情報発信に努めてきた。今後も引き続き、水源環境保全税や水源環境保全・再生施策に対する認知度を向上させるための効果的な広報手段を検討していく必要がある。例えば、水源環境保全・再生事業実施箇所において、しずくちゃんのイラストを入れた看板を設置し、一目で水源環境保全税が使われていることがわかるような工夫をする、市民事業支援補助団体の活動の場で配布する、などが考えられる。

<参考資料>

- 情報提供等ワーキンググループ最終報告

県民会議の活動に関する所感等

足立 功 委員
井伊 秀博 委員
五十嵐 淳一 委員
井上 貞子 委員
金森 巖 委員
久保 重明 委員
坂井 マスミ 委員
中村 洋介 委員
増田 清美 委員

(※ 有志の委員による)

(委員名 足立 功)

県民会議に参加させていただいて何より印象が深いことは事業モニターで、水源環境を保全・再生するさまざまな事業の現場を訪れ、その事業の担当者から直接説明を受け話が交わすことができたことである。私は水源環境の根幹をなす森と、森林インストラクターとしての活動や趣味の登山を通じて多少は接してきているが、その保全と再生に関わる多方面の事業の現場に立ち、第一線で事業を担う担当者の方々から直接話を聞き言葉を交わせたことにより、私の中での森が水やその他の環境とより深く結びつき、より具体性を持ったものになったと思う。その意味でこういう機会を与えていただいたことに、深く感謝している。

県民会議に参加させていただいてもう一つ意義深く思うのは、私たち委員が県民と県とをつなぐ役割を実際的に負っているということである。所属したコミュニケーションチームの活動の中で、私は強くそれを感じた。コミュニケーションチームは任期の2年間で、

「森は水のふるさと」と「支えよう！かながわの森と水」という2つのリーフレットを作成することになったが、それらは、企画段階から私たち委員の意見が大幅に取り入れられ、それを実務面で事務局が補完するという形で出来上がった。これはまさに私たち委員が、県民と県をつなぐという役割を果たした、その成果であるといえる。したがって、この県民会議における誇るべき県民参加の在り方が、今後とも継続されていかなければならないと、強く思う。

(委員名 井伊 秀博)

これからの県民会議に思うこと

水源環境保全再生かながわ県民会議の主たる役割は 水源環境保全再生事業の実施状況を広く県民にお知らせすることと、事業の実施状況を県民の立場でモニタリングして、その評価結果を事業に反映させることだと思います。その意味で第3期の2年間は変化の年でした。県民への広報では、もり・みずカフェの開催により、これまでよりも多くの県民に水源環境保全再生の取り組みを伝えることが出来るようになったと思いますし、事業モニターにおいては、委員の希望する内容に沿ってモニター対象を決定するスタイルに変わりました。いずれも前述した県民会議の役割遂行に適った変化だと確信していますが、まだまだ改善すべき課題が多いのも事実で、それらについては次期県民会議のメンバーによる改善努力に期待したいと思います。

また、水源環境保全再生の各事業はこれまで着実に実施され成果を上げていますが、一方でブナの立ち枯れの問題、スコリア層の水源林の崩壊、河川の水質改善に不可欠な相模川や酒匂川の上流域対策の充実等々、早急な対応が必要な課題が有効な手立ての登場を待っている現状があります。対応が手遅れになってしまう前に県には果敢に対処方法を探るアクションを取ってほしいと思いますし、この県民会議もそれを積極的に後押しする様な場であってほしいと願っています。

(委員名 五十嵐 淳一)

私は子供の頃から水遊びが大好きで、大人になった今でもその気持ちは変わることがありません。

自然の大切さを忘れてしまう人もいると思いますが、県民フォーラムを通じて自然を愛する人、大切に思っている人は沢山いることを実感できました。

一方、水源税のことにっては知らない人が殆どで上下水道料金の中で賄われていると思っている方が多いようです。さらに水源水質を確保する為に12もの事業が展開されている事を知る人は極めて少ないと思います。そこで私は県民に認知してもらう必要があるのか？という疑問を持ちました。

色々思案を廻らせた結果、県民の認知は必要不可欠だと思います。

昨年から山梨県と共同の事業が始まり、上流域の人が下流域の人を考え森を水を大切にし下流域の人が更にまた下流域の人の生活を思いやって森や水を大切にしていける事の大切さ必要性を実感したからです。

今までのフォーラムやリーフレットは、とても有効で今後も継続して頂きたいと思っておりますが、理想を言えば義務教育（小学生から）に取り入れてもらい父母と一緒に水源税のことや森水の大切さを確実に学べる仕組みを構築して行けたらと思うのです。

私自身、この2年間とても貴重な体験をさせて頂き視野が広がりました。一人でも多くの人に県民会議のことを知って頂きたいと思っております。

事業モニターの評価点については低い評価をつけたものもありますが、今後の期待を込めたものであり、決して批判的な評価ではないことを理解して頂きたいと思っております。

最後にこの2年間親切丁寧に御引率くださいました事務局の方々に御礼申し上げます。

(委員名 井上 貞子)

豊かできれいな水を、安定して将来まで継続できるために、今、水源環境保全・再生の取り組みは、県民として誇りに思います。水源環境が危機に瀕している荒れ果てた人工林、溪畔林、土壌流失の現場をモニターし、緊急に整備の必要性を思い知らされた。幾世代を経過した水源の森の保全・再生ですから、目標は高く実践は可能なことから、地道に・着実に整備されますよう期待します。

県民の目線で、施策大綱に基づき、事業（県外の上流対策も含む）の取り組みは確実に進捗しています。県民が望む豊かで、良質な水を現在から未来まで、享受することが、究極的な成果（評価）であると思います。

河川や地下水の源は元気な森である。水質については人為的なことで、水の大切さやありがたさの、意識喚起が必要であり、公共下水道の推進化が進捗されることを願ってやみません。ワイルドライフレンジャーの処遇・スコリア流失・桂川流域のリン除去など課題が加わった。一県民として、今後の取り組み事業を注視したいと思います。

また、県民納税者への水源税と用途の責任説明をわかりやすく知らせていただきたいと思います。命の源である水の重要性やありがたさを子供達へ教えながら、自らの日常生活にも気をくばりつづけていきたいと思います。

市民事業では、ボランティアで活動される熱意・努力に頭が下がります。フォーラムでは情報提供することの難しさを感じました。『もり・みずカフェ』・リーフレット・TV・公演（葉っぱのフレディー）など、さまざまな方法で情報提供しましたが、反省と工夫を重ねながら、一方、アンケートで、県民の意見や認知度をうかがいながら、啓発を続けていただきたいと思います。

『もり・みずカフェ』では、多くの来場者から、県の取り組みに関する生の声を、聞くことができ有意義でした。一期一会のおもてなしの心で、説明をして、心の絆ができました。

『森は水のふるさと』も小学生に理解されるので、教材学習の一端として、使われますよう願っています。

これからは地域において、所属のボランティア活動・市民祭りなどに啓発したいと思います。多くのことを学ばせていただいた、二年間でした。

県職員の皆様はじめ、委員の皆様にお世話様になり、心から感謝いたします。大変ありがとうございました。

(委員名 金森 巖)

2012年4月に委員になってはや2年、丹沢の自然はやはり荒れている。局地的な豪雨が頻発するようになり、荒廃が加速している感がある。各施策はスピード感をもって前倒しで進めてもらいたい。但し、資金はあっても進まない施策もある、課題の多くは住民の理解不足や規制の問題だ、これらは根気と時間が必要なので行政でなければできない。県や自治体の職員は良くやっているのでアピールも大切。かつての健全な生態系と美しい丹沢を取り戻すために市民と行政との協働は不可欠であって、その中心として県民会議はこれからも機能してもらいたい。

(委員名 久保 重明)

「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の一員として 5 年間」過ごさせていただきました。当初 3 年は県民フォーラムチームの一員として主題の何を目玉にして伝えるか、いかに多くの人を集まって貰うか、討議・工夫の連続でした。毎回決まった顔ぶれ、決まった団体ということで、多くの人とコミュニケーションをとるには厚い壁があり、それを何とか打ち破ろうと、県民フォーラム開催のビラをもっていろいろの所を訪問したり、FM 放送局で情報を流したりしたことが思い出されます。しかし何とも言えない無力感はフォーラムチームに属していたメンバー全員に共通していたのでしょうか。その反省もあり、確か 3 年の終わり頃、専門委員の先生方との勉強会で不特定多数の人とのコミュニケーションの取り方として「カフェ」方式があると知りました。その時は面白い方法だなとは思いましたが、現実はどうやったらよいのか、経験がないだけに分かりませんでした。

新しい期に入り、公募委員も県職員の方々のメンバーも変わり、一足飛びに「カフェ」方式でフォーラムを開くようになってきて、それが現在、何も不思議もなく当たり前ようになってきました。最近では、もっとじっくりと内容を伝えたいという話もあり、また反省期に入ったのかもしれませんが。新しいメンバーの方々には県民会議の主題を忘れずに、それを伝える新たな方法を作り出して頂けるものと期待しております。

(委員名 坂井 マスミ)

神奈川県には、900万人が暮らしています。川崎・横浜は人口が増えて500万人を超えましたが、日本全体と同様に、都市への集中が進む一方で、水源地域では急激な高齢化と過疎が進んでいます。

古代文明が大河のそばで生まれたように、水源がなければ都市は存在できません。山と川があって、都会の生活は成り立っています。またわが国の国土は、歴史的にも「木を使ったら植える」を繰り返して維持されてきました。特に神奈川県では、水源環境を理解する第一歩としても、狭い県土に大都市と過疎地の両方が存在し、互いに助け合って暮らしていることは、どこに暮らす県民であっても、知っていてほしいことです。

委員として思ったことは、水源環境を保全・再生する超過課税の20年間とは、都市(下流)と水源地域(上流)の県民が互いを理解し、一体となって次世代に県土を引き継ぐムーブメントであるということです。一度崩れた仕組みをどうしていくのか、この20年間でひとつの解決をみなければなりません。またどの施策も、それが県民が将来を考えるきっかけとなっているかを常に点検しながら進めていくことが大切です。

コミュニケーションとフォーラムの両チームでは、忙しい大人でも子どもでも、上流の水源地域の魅力がわかるように伝えることに主眼を置き、印刷物も、もり・みずカフェも、委員がひとりひとりの顔を見ながら、自分がそれを語りかける身になって、どんな言葉がいいか、まず自分に問い直すところから始めました。今後も、自分が語りかけるという原点を忘れずに、進んでいくことを願っています。

(委員名 中村 洋介)

委員になったことで、保全・再生の取り組みがよく理解できました。とくに現場を見て説明を受けたことにより理解をより深めることができました。百聞は一見にしかずです。県を跨いで流域で考える取り組みなど神奈川県の水源地環境の先進的な施策はもっと伝えていかなければなりません。

多くの市民が委員になることが水源地環境の理解の近道であると思います。しかし、委員には限りがあります。水源地で何が起きていて、どのような対策が行われているのか、私たち市民に対して現場を見学して説明する機会を増やしていただきたいと思います。そこから、一人ひとりが自然環境への意識を再確認することができるのではないかと思います

一方で限りある税収を効率よくどのように保全・再生の施策に用いているか、監視することも市民としての責務です。言い換えれば、行政と研究機関は市民に何をしているのか公開する責務があります。保全・再生の施策現場を市民に公開して分かりやすく説明し、神奈川の水源地ファンや自然環境を考える市民を増やしてほしいと思います。

(委員名 増田 清美)

県民会議(全体会議)は専門委員会や作業チームの各報告で時間を取られ、個別課題に対する密度の濃い議論は難しい状況だが、報告を短くするなどして議論の場を増やす工夫が今後の課題と思う。

何故なら、作業チーム(事業モニター、県民フォーラム、コミュニケーションチーム)に参加していないと全体を掴みづらく、県民会議で報告を聞くだけに終わってしまうことも考えられる。この県民会議は県民参加型であり、初期から今日までに委員提案で変化・進化している稀有な委員会ともいえる。作業チームに参加することは、日程調整など厳しい面もあり各委員の事情がそれぞれ違うので「全員参加」といえないだろうが、例えば有識者の方はそれぞれの専門分野で講師のかたちで参加することは出来るのではないか。

2月に行われた「拡大専門委員会」は、次期に向けて意義のある勉強会だった。このような機会をもっと増やすことによって、議論の活発化に繋がればと思う。

<第4期県民会議への引継書>

施策調査専門委員会 参考資料

- 点検結果報告書（第2期・平成24年度実績版）（※ 添付略）
- 施策調査専門委員会設置要綱
- 施策調査専門委員会開催状況

水源環境保全・再生かながわ県民会議 施策調査専門委員会 設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第6条第1項に基づき施策調査専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 施策の進捗や効果を把握するための指標・方法等に関すること
- (2) 施策の点検・評価に関すること
- (3) 施策の実施状況・評価等に関する県民への情報提供に関すること

(委員)

第3条 専門委員会の委員は、県民会議設置要綱第6条第2項から第6項の規定による。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(会議の公開)

第5条 専門委員会は、原則として公開とし、公開の方法等は県民会議の扱いを準用する。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、環境農政局水・緑部水源環境保全課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

○施策調専門委員会開催状況

平成 19 年度		
第 1 回	H19. 7. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の運営について ・平成 19 年度の検討事項及びスケジュールについて ・県民会議及び専門委員会の運営等について
第 2 回	H19. 9. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・実行 5 か年計画の各事業のねらい、目標、内容及び指標について ・水環境モニタリング調査について ・水源環境保全・再生に係る県民へのわかりやすい情報提供のあり方について（コミュニケーションチームの結成）
第 3 回	H19. 11. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・実行 5 か年計画の各事業のねらい、目標、内容及び指標について ・水環境モニタリング調査について（河川モニタリングを中心に）
平成 20 年度		
第 4 回	H20. 5. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・水環境モニタリングの平成 20 年度の調査計画について ・個別事業（1～9 番）の平成 19 年度事業実績／平成 20 年度事業計画について ・GIS 作成／画像作成の進捗状況について
第 5 回	H20. 8. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・水源環境保全・再生事業の平成 19 年度実績（執行額）と平成 20 年度計画（予算額）について ・河川モニタリングについて（両生類の調査の追加） ・溪流地点の調査方法について ・GIS・画像の作成について ・データベースの整理方法について
第 6 回	H20. 11. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流地点の調査方法について ・河川モニタリングについて ・森林モニタリング（人工林整備状況調査）について ・各事業の評価について
第 7 回	H21. 1. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・水源環境保全・再生施策点検表（仮称）について
平成 21 年度		
第 8 回	H21. 6. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の選任等について ・水環境モニタリング調査（11 番事業）の平成 20 年度実績、平成 21 年度計画について ・各個別事業（1～9 番事業）の平成 20 年度実績、21 年度計画について
第 9 回	H21. 7. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・水環境モニタリング調査について ・各特別対策事業について（事業モニタリング調査を中心に）
第 10 回	H21. 11. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・点検結果報告書（仮称：平成 20 年度実績版）について ・次期実行 5 か年計画の検討スケジュール及び基本的考え方について ・溪流調査に関する文献調査について
第 11 回	H22. 1. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・次期実行 5 か年計画の検討について
第 12 回	H22. 2. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・次期実行 5 か年計画の検討について

平成 22 年度		
第 13 回	H22. 4. 20	・次期実行5か年計画の検討について
第 14 回	H22. 8. 2	・森林モニタリング（対照流域法調査）の平成 21 年度調査結果、22 年度調査計画 ・森林モニタリング（人工林現況調査）の平成 21 年度調査結果 ・河川モニタリング（動植物調査等）の平成 21 年度調査結果、22 年度調査計画 ・特別対策事業の平成 21 年度実績、22 年度計画 ・現行5か年計画の課題と対応方向について
第 15 回	H22. 10. 28	・特別対策事業の点検結果報告書（平成 21 年度実績版） ・第 2 期実行5か年計画(骨子案)
平成 23 年度		
第 16 回	H23. 7. 13	・森林モニタリング（対照流域法調査）の平成 22 年度調査結果、23 年度調査計画 ・河川モニタリング（動植物調査等）の平成 22 年度調査結果、23 年度調査計画 ・特別対策事業の平成 22 年度実績、23 年度計画 ・第 2 期実行5か年計画(案)について
第 17 回	H23. 10. 28	・特別対策事業の点検結果報告書（平成 22 年度実績版）
第 18 回	H24. 1. 18	・特別対策事業の点検結果報告書（平成 22 年度実績版）の「総括」（案） ・第 2 期5か年計画における「森林生態系調査」
第 19 回	H24. 3. 21	・森林生態系評価について ・県外対策における事業評価について
平成 24 年度		
第 20 回	H24. 7. 31	・委員長の選任等について ・森林モニタリング、河川モニタリングの平成 23 年度調査結果、24 年度調査計画について ・特別対策事業の平成 23 年度実績、24 年度計画について ・森林生態系効果把握手法等検討業務について
第 21 回	H24. 11. 8	・特別対策事業の点検結果報告書（平成 23 年度・第 1 期5か年実績版）（案） ・森林生態系効果把握手法等検討業務の実施状況について
第 22 回	H25. 1. 30	・特別対策事業の点検結果報告書（平成 23 年度・第 1 期5か年実績版）の総括（案） ・森林生態系効果把握手法等検討業務の実施状況について
第 23 回	H25. 3. 22	・森林生態系効果把握手法等の検討について
平成 25 年度		
第 24 回	H25. 7. 25	・森林モニタリング、河川モニタリングの平成 24 年度調査結果、平成 25 年度調査計画について ・特別対策事業の平成 24 年度実績、25 年度計画について
第 25 回	H25. 11. 22	・特別対策事業の点検結果報告書(第 2 期・平成 24 年度実績版)（案）について ・森林生態系効果把握調査について ・水源環境保全・再生施策の総合的な評価について
第 26 回	H26. 1. 29	・特別対策事業の点検結果報告書(第 2 期・平成 24 年度実績版)の総括（案） ・水源環境保全・再生施策における水環境の評価体系について
第 27 回	H26. 2. 17	・水源環境保全・再生施策の評価の枠組みや総合的な評価の取組について

<第4期県民会議への引継書>

市民事業専門委員会 参考資料

○平成23年度市民事業等支援制度報告書（平成23年8月1日）

○市民事業専門委員会設置要綱

○市民事業専門委員会開催状況

平成23年8月1日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

水源環境保全・再生かながわ県民会議

座 長 堀 場 勇 夫

平成23年度 市民事業等支援制度に係る報告について

当県民会議では、水源環境保全・再生に係る市民事業等支援制度についての協議の結果を別添のとおり取りまとめましたので報告します。

知事におかれましては、当県民会議が議論を重ねて出したこの報告を踏まえ、実行することを切にお願いします。

平成23年度市民事業等支援制度報告書の概要について

1 報告書の趣旨

市民事業等支援制度については、県民会議の検討報告に基づき、20年度に補助金制度が創設され、20～22年度の3か年で延べ64団体114事業に対し補助が行われるとともに、財政面以外の支援として、交流会の開催などを実施してきた。

県民会議では引き続き、市民事業等支援制度をより利用しやすく、さらに水源環境の保全・再生に資するものとするため、これまでの実績等を踏まえ、制度評価を行うこととした。

このたび、これらの評価結果をまとめたので、知事に対して報告を行うものである。

2 市民事業等支援制度評価について

これまでの実績等を踏まえ、現行制度の成果・課題を抽出し、「補助金交付団体による評価」「県民会議委員による評価」「事務局による経費分析」の3つの手法で評価を行った。

3 第2期5か年計画における市民事業等支援制度の見直しに向けた提言について

(1) 制度の見直し方向について

評価結果から、制度のねらい・理念は現行の制度で概ね達成できていると判断され、補助金を通じた支援制度が一定の成果を挙げていることがうかがえる。現行のねらい・理念は重要であると考え、引き続き維持することとするが、評価結果からは様々な改善課題も見受けられたことから、制度の見直し案を示し、県へ提言する。

(2) 「市民事業支援補助金」制度の改善について（主なもの）

① 補助対象事業

- 分かりやすく参加しやすいものとするため、対象事業を「水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業」から、「水源環境の保全・再生に資するもので、市民の理解と参加の向上に繋がることが見込まれる事業」へと見直す。
- 新たに市民事業に取り組む団体から実績があり、かつ専門性の高い団体まで多様な団体を見据えたステップアップ方式の市民事業支援補助金を構築する。水源環境の保全・再生に係る市民活動の定着を目的とする定着支援と水源環境の保全・再生に取り組む団体のスキルアップや自立化を目的とする高度化支援の2つのステップを用意し、各団体がそれぞれのレベルに応じた補助を受けられるようにする。
- 力のある団体については県や市町村、事業者との協働や、プロジェクトベース（単年度）の補助事業の仕組みなどを検討することが望ましい。

② 補助対象経費

- 事業区分ごとに補助対象区分と作業内容例を示し、わかりやすい対象経費とすることが望ましい。
- チェンソーなどの資機材の購入については事故防止の観点から、技術講習会の修了者に限り、補助を行うこと。

③ 補助金額（補助率及び補助限度額）

- 団体のレベルに応じた支援を行うため、補助率は定着支援10/10、高度化支援は特別対策関連事業8/10、普及啓発・教育事業、調査研究事業1/2とするとともに、補助限度額も段階に応じて異なるものとする。

④ 補助期間

- 各ステップの目的に応じた補助期間とするため、定着支援にあつては原則3年以内とし、成果に応じて最大5年とする。高度化支援にあつては原則5年以内とする。

⑤ 選考基準

- 選考基準の項目ごとにチェックポイントを設定し選考基準の明確化を図るとともに、団体のレベルに応じた選考基準とするため、ステップに応じた選考基準を作成する。

⑥ 選考方法

- 申請書類の工夫やパワーポイント実施に必要な会場における資材の準備、印刷物の事前配布などを検討する。

⑦ 申請手続き等

- 事業内容と目指す成果が明確となるようアウトプット（活動内容）・アウトカム（成果）中心の記載に変更する。

(3) 財政面以外の支援（バックアップ体制）について

① 交流会

- グループワーク中心の交流会や現地検討会の開催について検討する。また、実施時期についても団体の活動状況を踏まえ、夏に開催するなどの改善についても検討する。

② 県ホームページ

- 団体が希望するコンテンツは概ね整備されていることから、コンテンツ毎の情報の充実等に努める。また、ホームページの利用頻度が低いことを考慮し、FAX等アナログ媒体の活用とメーリングリストによる情報提供等を検討することが望ましい。

③ 水源環境保全・再生施策の理解向上

- 交流会などの機会を捉え、この市民事業等支援制度の根拠でもある「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」および「実行5か年計画」や市民事業等支援制度について一層の周知を図る。
- 補助金が決定した団体に対して「水源環境保全・再生」に関する講習や説明会を実施することも考えられる。
- 既存の制度を活用し、森林整備技術の習得や調査研究における調査手法の習得など事業を実施するにあたって必要となる知識や技術の習得を支援する仕組みを検討することが望ましい。
- チェンソー等の技術講習会の参加費を補助対象に追加もしくは県が当該講習会の参加枠を確保するなど、安全管理への配慮をすることが望ましい。

④ 持続的な市民活動を支える情報の支援、ネットワークづくり

- 持続的な市民活動を推進する上で必要な情報を収集・登録し、市民団体の継続的な活動を支援する市民事業支援バンクなどの設立について検討することが考えられる。
- 市町村と市民団体が連携・協力できる土壌づくりをするため、県が関係市町村を集めて実施する会議などにおいて、市民事業等支援制度の周知を図ることが望ましい。

団体レベルに応じた段階的かつ柔軟な補助メニュー等の創設について（案）

1 団体のレベルに応じた補助メニュー

区 分	市民活動定着支援事業（ステップ1）	市民活動高度化支援事業（ステップ2）																										
1 目的・ねらい	<p><目的>市民団体活動の定着</p> <p><ねらい>水源環境の保全・再生に関わる市民活動の裾野の拡大</p>	<p><目的>市民団体のスキルアップ、自立化</p> <p><ねらい>水源環境の保全・再生に資する団体の育成</p>																										
2 補助対象団体	◇ 申請事業に類する活動を始めて概ね3年以内の団体	◇ 申請事業に類する活動を概ね3年以上継続している団体																										
3 補助内容	<p>(1) 補助対象事業</p> <p>ア 森林や河川、地下水の保全・再生活動</p> <p>イ 市民等に対する水源環境に関する普及PR、環境教育活動</p> <p>ウ 水源環境に資する調査研究活動</p> <p>(2) 主な対象経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主な経費の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品費</td> <td>鋸・鎌、学習教材、試験器材、材料費など</td> </tr> <tr> <td>交通費・食料</td> <td>参加者の交通費、弁当代</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>参加者のボランティア保険</td> </tr> <tr> <td>燃料・賃借料</td> <td>車両借上げ、</td> </tr> <tr> <td>報償・謝礼</td> <td>技術指導、講師謝礼など</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>チラシ印刷、郵送費など</td> </tr> <tr> <td>資機材費</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 補助率等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別対策事業：10/10 上限50万円 ・普及啓発・教育事業：10/10 上限12万円 ・調査研究事業：10/10 上限25万円 ・資機材費：10/10 上限20万円 <p>※但しチェーンソー等高度な技術を要する機材は除く。</p> <p>(4) 補助期間</p> <p>原則3年以内、成果に応じて最大5年。</p>	区 分	主な経費の内容	物品費	鋸・鎌、学習教材、試験器材、材料費など	交通費・食料	参加者の交通費、弁当代	保険料	参加者のボランティア保険	燃料・賃借料	車両借上げ、	報償・謝礼	技術指導、講師謝礼など	工事費		事務費	チラシ印刷、郵送費など	資機材費		<p>(1) 補助対象事業</p> <p>ア 森林や河川、地下水の保全・再生活動</p> <p>イ 市民等に対する水源環境に関する普及PR、環境教育活動</p> <p>ウ 水源環境に資する調査研究活動</p> <p>エ アからウの活動を深めるために団体自ら提案する活動のうち特に認めるもの</p> <p>(2) 主な対象経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主な経費の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品費、交通費・食料費、保険料、使用料・賃借料、報償・謝礼費、工事費、事務費については同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資機材費</td> <td>チェーンソー、刈払機、集材機 など</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*その他特に認める経費</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 補助率等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別対策事業：8/10 上限額100万円 ・普及啓発・教育事業：1/2 上限額24万円 ・調査研究事業：1/2 上限額50万円 ・資機材費：8/10 上限額：特別対策関連事業50万円 その他事業20万円 <p>(4) 補助期間</p> <p>原則5年以内。</p> <p>※但し、市民活動定着支援事業からステップアップしてきた団体はトータルで5年以内。</p>	区 分	主な経費の内容	物品費、交通費・食料費、保険料、使用料・賃借料、報償・謝礼費、工事費、事務費については同左		資機材費	チェーンソー、刈払機、集材機 など	*その他特に認める経費	
区 分	主な経費の内容																											
物品費	鋸・鎌、学習教材、試験器材、材料費など																											
交通費・食料	参加者の交通費、弁当代																											
保険料	参加者のボランティア保険																											
燃料・賃借料	車両借上げ、																											
報償・謝礼	技術指導、講師謝礼など																											
工事費																												
事務費	チラシ印刷、郵送費など																											
資機材費																												
区 分	主な経費の内容																											
物品費、交通費・食料費、保険料、使用料・賃借料、報償・謝礼費、工事費、事務費については同左																												
資機材費	チェーンソー、刈払機、集材機 など																											
*その他特に認める経費																												
4 選考の主な視点等	<p>◇ 水源環境の保全・再生に関する理解度</p> <p>◇ 活動の目標及び内容</p> <p>◇ 活動の広がり、深まりの可能性</p> <p>◇ 会員確保の考え方 など</p>	<p>◇ 支援事業によるアウトカム(成果目標)の設定</p> <p>◇ 団体活動の中長期ビジョン</p> <p>◇ 資金やフィールド確保の考え方</p> <p>◇ 会員及び一般参加者確保の考え方 など</p>																										
5 備考	資機材費はステップを移行した場合でも、補助上限額を1団体あたり特別対策関連事業50万円、普及啓発・教育事業、調査研究事業20万円までとしトータルで50万円までとする。																											

2 支援終了後のステップアップ対策の考え方について

(1) 高度な技能・技術、ノウハウを有する団体の活動の展開方向

- ◇ 団体からのプロポーザルによる活動へ展開⇒ ボランティア基金21（協働事業負担金制度）
- ◇ 県等との協働事業へ展開⇒ NPO法人みろく山の会（丹沢大山保全・再生対策「県民連携・協働事業」）
- ◇ 民間団体等との連携 ⇒ NPO法人かながわ森林インストラクターの会（かながわトラストみどり財団「森林インストラクター活動事業」）

(2) ステップアップ対策の方向例

個々の団体の活動実績等により、必要に応じ県等との新たな協働事業メニューを検討。

平成23年度
市民事業等支援制度
報告書

平成23年8月1日

水源環境保全・再生かながわ県民会議

水源環境保全・再生に係る市民事業等支援制度について

1 はじめに

「水源環境保全・再生かながわ県民会議」(以下「県民会議」という。)は、県が推進する水源環境保全・再生施策について、計画、実施、評価、見直しの各段階に県民意見を反映する役割を担っており、そのひとつとして、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」(以下「実行5か年計画」という。)に位置付けられている「市民事業等支援制度」についても、協議する役割を担っている。

平成19年度、県民主体で取り組む事業を支援する仕組みに関する検討を行う「市民事業等審査専門委員会」(平成21年度に「市民事業専門委員会」へと改称。以下「専門委員会」という。)を設置し、補助金による財政面からの支援と財政面以外の支援について、検討を重ね、平成20年2月19日及び平成20年12月18日の2度に渡り、知事に対して検討結果の報告を行った。

これらを踏まえて、県では水源環境保全・再生(もり・みず)市民事業支援補助金(以下「市民事業支援補助金」という。)制度を創設し、財政的支援を行うとともに、交流会の開催や県ホームページによる情報提供など財政面以外の支援も行ってきた。

第2期「実行5か年計画」の検討年度にあたる今年度、専門委員会では、市民事業等支援制度をより利用しやすく、さらに水源環境の保全・再生に資するものとするため、第2期実行5か年計画における市民事業等支援制度のあり方について、これまでの実績等を踏まえ制度評価を行うこととした。

このたび、これらの評価結果をまとめたので、知事に対して報告を行うものである。

2 現行の市民事業等支援制度について

平成19年度以降、制度の創設・実施・評価・見直しの各段階において、専門委員会では以下の5つの基本的な考え方を重視し、検討を行ってきた。

○ 行政とNPO等との協働による特別対策事業の推進

この支援制度が、実行5か年計画に基づく制度であることから、この計画の特別対策事業の推進に寄与する市民活動に支援することが求められること。

○ 県民主体の取組の推進

この支援制度が、既存の市民事業の活性化を促すとともに、新たな市民事業の発生に結びつき県民主体の取組が促進される制度とすること。

○ 利用しやすい支援制度

市民事業はその特性において多様な形態を有することから出来る限り対象を広く捉え、多くの事業が支援を受けられる制度とすること。

○ 継続的な制度の見直し・拡充

社会のニーズ等に対応するための柔軟性や発展性を持った制度とし、継続的な制度の見直し、拡充を図る仕組みを用意すること。

○ 水源環境の保全・再生に係るネットワークの構築

この支援制度の応募・選考過程や成果発表などを通じ、NPO等相互の連携を深め、より多くの県民が活動に参加できるきっかけ等を提供できる仕組みを用意すること

この基本的な考え方に基づき、現行の市民事業等支援制度のねらい・理念を整理すると以下のとおりとなる。

(1) **ねらい・理念**

ア **ねらい**

- 水源環境の保全・再生のための県民主体の取組を推進する。
- 市民活動の裾野を広げていくため、幅広い団体(分野)への支援を行い、市民団体の創出・活性化を図る。

イ **理念**

- 特別対策事業の推進に寄与
- 市民活動の活性化、新たな市民活動の発生
- 多様な形態を有する活動への幅広い支援
- 柔軟性や発展性を持った制度・仕組み
- より多くの県民が参加できる仕組み

(2) **現行制度の概要**

「水源環境の保全・再生のための県民主体の取組の推進」に資するため、市民活動の裾野を広げ、幅広い団体(分野)への支援を行い、市民団体の創出・活性化を図る。上記ねらいを達成するため、県は、市民事業支援補助金による財政面の支援と財政面以外の支援を行っている。

ア **財政面の支援(市民事業支援補助金)**

水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進を図るため、水源環境保全・再生を目的とした活動に財政的な支援を行うための補助制度であり、詳細は下記のとおりである。

① **対象事業及び補助条件など**

区分	補助率	上限額	継続補助限度
特別対策事業区分	森林の保全・再生事業(植樹・間伐・枝打ちなど)	10/10以内 1ha未満:10万円 1ha以上3ha未満:30万円 3ha以上:50万円	平成23年度まで
	森林の保全・再生以外の事業(間伐材の搬出、河川・水路の浄化対策、地下水かん養対策など)	同上	同上
	上記事業に係る資機材等の購入	同上	平成23年度までに補助累計額が上限に達するまで
普及啓発・教育事業	1/2以内	20万円	最長2年間
調査研究事業	同上	50万円	同上

② 対象団体の要件

- 5人以上で構成され、継続的、計画的に事業を実施できること(県外に事務所を置く団体も含む)
- 団体規約等を有すること
- 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- 営利・宗教・政治活動を目的とした団体でないこと
- 神奈川県からの補助金等を受けていない団体であること
- 神奈川県が構成員となっている団体でないこと

③ 審査方法

事務局による予備調査及び専門委員会の委員で構成する選考会を経て選定。

- 予備調査 申請事業が要件に合致しているか、また、法令等の観点から実施可能か確認をする。
 - 1次選考会 第1回選考会を開催し、書類審査により1次選考を行う。
 - 2次選考会 公開プレゼンテーション及び第2回選考会を開催し、採択事業を選定する。
- ※ 選考会は非公開。

④ 選考基準

共通の選考基準(3項目各5点)

区分等	項目	視点
共通	事業の必要性	水源環境の保全・再生に資するもので、NPO等が行うことでより効果が見込まれる事業であるか。
	事業の実現可能性	計画どおり適切に実施される可能性が高いか。
	事業の発展性・波及性	今後発展が見込まれる事業であるか。また、他分野や他地域等への波及効果が見込まれる事業であるか。

各区分における選考基準(各2項目各5点)

区分等	項目	視点
特別対策事業	水源環境保全・再生の効果	水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業であるか。
	事業の継続性	長期にわたり継続して実施が可能であるか。
普及啓発・教育事業	参加者への影響	県民に水源環境保全・再生の必要性を効果的に伝える事業であるか。
	目的や対象の明確化	目的や対象が明確化された事業であるか。
調査研究事業	有効な対策への寄与	問題や課題の解決に向けた有効な対策に寄与する事業であるか。
	プロセスの明確化	調査・研究のステップが明確化されているか。

⑤ 補助実績

平成20年度～平成22年度の3年間で、申請数延べ86団体166事業のうち、延べ64団体112事業に対して総額2,507万1,000円の補助が行われた。

イ 財政面以外の支援

平成20年度市民事業等支援制度報告書（平成20年12月18日）において財政面以外の支援について、以下のとおり提言を行った。

(4) 財政面以外の支援について（抜粋）

ア 財政面以外の支援の考え方について

水源環境保全・再生施策の市民事業等支援制度の1つとして、県が新たに独自の支援策を構築するのではなく、団体が課題を解決するための情報を集約し提供することで、団体の自立性を担保しつつ支援を行うことが望ましい。

イ 財政面以外の支援としてのネットワークの構築

有用な情報を抽出し、あるいはリンクを張るなど、市民活動を支える情報のネットワークをつくっていくことが望ましい。

また、ネットワークには、市民団体の活動を支援していくために、次のような情報提供を体系的に集約し、インターネットのホームページで提供することが望ましい。

- ・活動フィールド確保のための情報
- ・各種市民活動やイベント等への参加者募集情報
- ・事業実施に係る注意情報(事故防止情報など)
- ・団体運営の支援情報

この提言を踏まえ、平成21年度より下記のとおり財政面以外の支援が行われている。

① 市民事業交流会

専門委員会では、補助金交付団体の事業実施状況の確認を行う中間報告会を兼ねて、団体相互のネットワークづくりを通じた市民事業の拡大・拡充や補助対象事業者と他の市民団体等との交流の促進を目的に、毎年秋に市民事業交流会を実施している。また、県は交流会会場に補助金相談コーナーを設置し、事業実施にあたっての疑問点や報告書作成などの事務手続きに関する相談に乗るなど、補助金交付団体をサポートしている。

② 県ホームページ

21年度から県ホームページに「水源環境を守る市民活動 情報館！」のページが作成され、法令上の許認可に係る情報や補助金交付団体の情報、イベント情報などが提供されている。

3 市民事業等支援制度評価について

(1) 評価のねらい・目的

第2期実行5か年計画における市民事業等支援制度を、より利用しやすく、さらに水源環境の保全・再生に資するものとするため、これまでの実績等を踏まえ、現行制度の成果・課題を抽出し評価を行うこととした。

(2) 評価の手法

以下の3つの手法で評価を行った。

- ア 専門委員会で作成した評価シートを用いて、補助金交付団体が行う、「団体による評価」
- イ 同評価シートを用いて専門委員会委員を中心とした県民会議委員が、いくつかの補助交付団体の活動拠点を訪問し、そこでの聞き取り調査をもとに行う「県民会議委員による評価」
- ウ 「事務局による経費分析」

(3) 評価の視点

制度評価を行うにあたっては下記の視点から評価を行った。

ア 事業活動を通じた制度評価の視点

- 活動内容に広がりや深まりがみられたか
- 新たな関係性が構築されているか
- 事業が継続的に展開されているか
- 団体の自立につながっているか
- 水源環境の保全・再生に資する事業か

イ 利便性等から見た制度評価の視点

- 利用しやすい支援制度となっているか
- 水源環境の保全・再生に係るネットワークが構築出来ているか
- 目的達成に資する制度になっているか

ウ 事務局による経費分析

- 補助実績について
類似の活動を行っている団体が使用している経費の比較を通じた支出項目の検討
- 活動実績について
継続団体に対する項目ごとに数値の変遷を把握による事業の継続性についての検討
- 共通事項
類似の活動を行っている団体間の経費と実績の比較による事業採択の際の基準項目等についての検討

(4) 評価結果概要

評価結果の詳細については、資料5～7のとおりであるが、概要は以下のとおりである。

ア 団体自らによる評価

① 事業活動を通じた制度評価

「水源環境保全・再生に資する事業か」については、ほとんどの団体が「概ね達成できている」「どちらかといえば達成できている」という評価であった。

また、事業の継続性や自立性についてみると、中長期にわたり活動を継続していく意向が強いものの、資金面については、多くの団体で不安を抱えている結果となっている。

他団体との関係性の構築に関しては、他団体の意見を聞く機会が出来たという評価と、新たな関係性の構築には至っていないという評価があった。

高齢化に伴う参加者の減少などといった課題が見受けられたが、全体的に参加者層や活

動範囲及び活動内容に広がりや深まりがみられたという評価が多かった。

② 利便性等から見た制度評価

申請手続きや選考方法については、現在のやり方を是とする評価がある一方で、簡素化が必要との評価が多くあった。特に、選考会での公開プレゼンテーションについては、『様々な事業を知る上でよい機会』、『税の使途を県民に公開する意味で有効』との意見がある一方で、『プレゼンテーションの時間が短すぎる』、『補助金額に比べて事務手続きの負担が大きいため、公開プレゼンはやめてほしい』など、団体から様々な意見が寄せられた。

対象事業については、団体に合わせた支援体制が用意されるべきなどの評価があったが、すべて項目において「概ね満足できる」「どちらかといえば満足」という評価がほとんどであった。

以上のとおり、個別に課題はあるが、全体的には概ね現行の制度がねらい・理念を達成できるものとなっていると評価されている。

イ 県民会議委員による評価

① 事業活動からみた評価

「水源環境保全・再生に資する事業か」については「概ね達成できている」、「どちらかといえば達成できている」という評価が7割以上であった。一方で、事業メニューが固定化されており、広がりや深まりがみられないという評価や、調査研究事業は基礎データとしての有用性が十分ではなく、専門知識を有する者の技術指導が必要、水源環境に資する事業かどうか明確な基準は必要、などといった評価もみられた。

② 利便性等からみた評価

すべての項目で、「概ね満足できる」「どちらかといえば満足」という評価が7割以上であったが、長期プログラム（3年間）の導入、チェンソー講習会の開催が必要、交流会の時期・内容に関して工夫が必要などといった課題が挙げられた。

以上のとおり、個別に課題はあるが、全体的には概ね現行の制度がねらい・理念を達成できるものとなっていると評価されている。

ウ 事務局による経費分析結果

別添資料7のとおり。

4 市民事業等支援制度の課題と見直し方向について

(1) 制度の見直し方向

評価結果から、制度のねらい・理念は現行の制度で概ね達成できていると判断され、補助金を通じた支援制度が一定の成果を挙げていることがうかがえる。現行のねらい・理念は重要であると考えため、引き続き維持することとするが、活動の持続性について不安を抱える団体もあるなかで、多くの団体が長期にわたり持続可能な水源環境保全活動を行えるよう、経済的・技術的な支援を行うことについて考えていくこととする。

また、評価結果からは様々な改善課題も見受けられた。そこで、下記のとおり制度の見直し案を示し、県へ提言を行うこととする。

(2) 補助スキームについて

ア 補助対象事業

① 改善課題

- 市民活動を行う団体は様々であり、その活動内容、活動レベルも様々である。そうした団体が活動資金確保のため市民事業等支援制度を利用する場合、現在の団体活動をベースとした補助申請を行うケースがあるが、中には、市民事業等支援制度のねらいや補助対象事業に対する理解が不十分な団体があり、事業の目的・趣旨に沿わない市民活動が対象事業として一部に展開されている。
- 多様な団体レベルに対し、支援内容・メニューが一律であることから、新たに市民活動に取り組む団体にとってはハードルが高い面がある一方で、高度な技術を持っている市民団体にとっては物足りないものとなっているなど、参加団体の裾野が広がりにくい構造となっている。
- 補助対象事業の内、「普及啓発・教育事業」と「調査研究事業」の区分がわかりにくいことから、類似の事業が団体により異なる区分で申請されているケースがある。

② 見直し方向

- 分かりやすく参加しやすい補助対象事業区分を設定する。
- 団体のレベルに応じた支援メニューを構築する。
- 「普及啓発・教育事業」と「調査研究事業」の違いを明確化する。

③ 見直し案

- 分かりやすく参加しやすいものとするため、対象事業を「水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業」から、「水源環境の保全・再生に資するもので、市民の理解と参加の向上に繋がることが見込まれる事業」へと見直す。

また、現行の補助対象事業区分をより分かりやすく市民団体等がイメージしやすくするため、以下のとおり再構成することが望ましい。

【補助対象事業区分の見直しイメージ】

I 特別対策関連事業

i 森林の保全・再生：森林整備、間伐材の利用など

ii 間伐材の地域貢献等促進事業：間伐材の利活用が地域貢献等に明確に寄与するもの

iii 河川の保全・再生：河川浄化、生き物保全など

iv 地下水の保全・再生：地下水かん養など

II 普及啓発・教育事業：小中学生、市民等への普及など

III 調査研究事業：水質調査、生き物調査など

※ なお、資機材等の購入は事業内容ではないため、補助対象経費の一部として整理する。

※ 対象エリアは変更しないが、第2期「実行5か年計画」の検討状況を踏まえ、見直しを検討する。

- 新たに市民事業に取り組む団体から実績があり、かつ専門性の高い団体まで多様な団体を見据えたステップアップ方式の市民事業支援補助金を構築する。水源環境の保全・再生に係る市民活動の定着を目的とする定着支援と水源環境の保全・再生に取り組む団体のスキルアップや自立化を目的とする高度化支援の2つのステップを用意し、各団体がそれぞれのレベルに応じた補助を受けられるようにすることが考えられる。さらに、力のある団体については県や市町村、事業者との協働や、プロジェクトベース（単年度）の補助事業の仕組みなどを検討することが望ましい。
- 調査研究事業と普及啓発事業の主旨や目的を再整理し、両者の違いを明確化する。

イ 補助対象経費

① 改善課題

- 市民活動を継続するためには、団体の意欲は基より、活動に要する財源の確保は不可欠である。様々な団体に対応した市民事業支援補助金制度とするため、種々の活動内容を網羅出来る事業区分としているが、そのために、補助対象経費等の基準や内容が理解されにくいことや、対象経費に対する団体毎の認識に隔たりがあること、あるいは団体の資金不足から対象経費に対する数々の要望が出ている。
- 森林整備事業におけるチェーンソーなどは、相当な技術を要するものであり、安易な使用は厳に慎み、技術講習会の受講や経験者の指導の下に行うなど、十分な安全管理が必要であるが、現在の制度ではそこまでをカバーしていない。

② 見直し方向

- 分かりやすい対象経費を設定する。
- チェンソーなど相当の技術を要する資機材については、講習受講者に限り補助を行う。

③ 見直し案

- 現行制度では、事業区分の内容を明示していないため、事業区分ごとに補助対象区分と作業内容例を示し、わかりやすい対象経費とすることが望ましい。

【明示例（森林の保全・再生）】

事業区分	補助対象区分	主な作業内容
森林の保全・再生	森林の整備	間伐、枝打、下刈など
	土壌の保全	丸太筋、そだ筋、植生保護柵など※
	間伐材の利用	造材、搬出

⋮

⋮

※ 間伐材を積極的に活用する。

- チェンソーなどの資機材の購入については事故防止の観点から、林材業労災防止協会等が行うチェーンソー等の技術講習会の修了証明書に類するものを購入までに提示できる者に限り、補助を行うこととする。

ウ 補助金額（補助率及び補助限度額）

① 改善課題

- 団体のレベルは様々であり、特に、発足間もない団体においては、団体の資金不足と補助金への依存傾向から、補助事業終了後の独自財源の確保など自立に対する認識が感じられない団体が見られる。
- 例えば、森林整備事業は県や市町村が行う森林整備の市民事業版、普及啓発・教育事業、調査研究事業は市民団体独自の考え方に左右されることや独自収入が見込めるなど、事業の性格が異なるものと整理してきたため、補助対象事業ごとに補助率・限度額等が異なっているが、必ずしも十分な事業費が確保できず、事業成果に結びつかない恐れがある。

② 見直し方向

- 事業の目的や活動内容に即した補助金額を設定する。
- 団体の自立を促すための効果的な補助手法を導入する（補助率、補助限度額等）

③ 見直し案

- 新たに市民事業に取り組む団体から実績があり、かつ専門性の高い団体まで多様な団体を見据えたステップアップ方式の市民事業支援補助金を構築する。団体のレベルに応じた支援を行うため、水源環境の保全・再生に係る市民活動の定着を目的とする定着支援と水源環境の保全・再生に取り組む団体のスキルアップや自立化を目的とする高度化支援の2段階とし、補助率は定着支援10/10、高度化支援は特別対策関連事業8/10、普及啓発・教育事業、調査研究事業1/2とするとともに、補助限度額も段階に応じて異なるものとする。

定着支援	<p><目的> 市民団体活動の定着 <ねらい>水源環境保全・再生に関わる市民活動の裾野の拡大 <対象団体> 申請事業に類する活動を始めて概ね3年以内の団体 <補助率> ◇ 特別対策関連事業 10/10 ◇ 普及啓発・教育事業 10/10 ◇ 調査研究事業 10/10 <補助限度額> ◇ 特別対策関連事業 現行と同様 ◇ 普及啓発・教育事業 12万円 ◇ 調査研究事業 25万円 ◇ 資機材費は20万円。※但し、チェーンソー等高度な技術が要するものは除く。</p>
高度化支援	<p><目的> 市民団体のスキルアップ、自立化 <ねらい> 水源環境保全・再生に資する団体の育成 <対象団体> 申請事業に類する活動を概ね3年以上継続している団体 <補助率> ◇ 特別対策関連事業 8/10 ◇ 普及啓発・教育事業 1/2 ◇ 調査研究事業 1/2 ※資機材費は一律8/10。 <補助限度額> ◇ 補助限度額は、市民活動定着支援事業の2倍。 ◇ 資機材費は特別対策関連事業50万円、普及啓発・教育事業、調査研究事業は20万円。</p>

※1 資機材費はステップを移行した場合でも、補助上限額を1団体あたり特別対策関連事業50万円、普及啓発・教育事業、調査研究事業20万円までとし、トータルで50万円までとする。

※2 市民活動には過大な林内作業車・小型重機等の大型機材については基本的に補助対象とせず、必要であると認められた場合に限り、レンタル料を加算することで対応する。

エ 補助金の精算前の支払い(概算払)

① 改善課題

- 市民活動を行う多くの団体は、会費や参加費等の活動収入などの自己資金の確保に限界があるため、高額な資機材の購入や大がかりな活動を行う場合には、特定の個人による長期立替などに頼らなければならないことから、計画的かつ実効性のある活動に支障をきたす恐れがあり、団体からも概算払いに対する要望が出ている。

② 見直し方向

- 年度途中で事業が中止になってしまう恐れや、団体の自立を促す意味でも「原則精算払いとし、一定の要件のもと、資機材の購入費のみ概算払いを認める」現行制度を維持する。

オ 補助期間

① 改善課題

- 団体のレベル、活動内容等により自立に必要なスキル、資金確保などのノウハウの習得に必要な期間がまちまちであるため、補助期間内に団体の自立に向けた見通しを立てることが困難である。

② 見直し方向

- 補助期間の検証と補助期間内に各ステップの目的達成を可能とするような補助システムを構築する。

③ 見直し案

- 各ステップの目的及びステップアップ方式に応じた補助期間とするため、定着支援にあっては原則3年以内とし、成果に応じて最大5年とする。高度化支援にあっては原則5年以内とする。事業が継続する間においては、実行5か年計画の計画期間に縛られない補助期間とすることも考えられる。
- 定着支援から高度化支援にステップアップしてきた団体については、トータルで5年以内とする。
- 調査研究事業については、先ず2～3か年の計画に基づき補助を行い、その成果を踏まえた新たな課題等に対する調査研究事業の申請内容を選考し、補助の継続について判断することとする。

(3) 制度の運営等について

ア 選考基準

① 改善課題

- 幅広い団体への支援を行うために抽象的な選考基準が設定されているが、そのマイナス面として事業の目的・趣旨に沿わない市民活動が対象事業として一部に展開されている。
- 団体レベルを考慮していない画一的な選考基準であるため、市民活動を進めていくうえで必要なスキルやノウハウに乏しい新規団体が参画しにくい構造となっている。

② 見直し方向

- 市民事業等支援制度のねらい・理念・対象事業に即し、かつ団体のレベルに応じた明確な選考基準を設定する。

③ 見直し案

- 選考基準の項目ごとにチェックポイントを設定し選考基準の明確化を図るとともに、団体のレベルに応じた選考基準とするため、ステップに応じた選考基準を作成する。

イ 選考方法

① 改善課題

- 市民活動の選考は、書類審査による第一次選考と団体からのプレゼンテーションによる第二次選考により実施しているが、市民団体からは、プレゼン時間内に十分なアピールが出来ないなど、選考方法への疑問が投げかけられているとともに、採択された団体の中には事業の目的・趣旨に沿わない市民活動が一部に展開されていることから、類似の他の取組なども参考にしながら、より適正な選考について工夫していく必要がある。

② 見直し方向

- 適正な選考ができ、団体が十分にアピールできる選考方法を再構築する。

③ 見直し案

- 他の選考会と同様のプレゼンテーション時間を確保しており、時間の変更は行わないが、例えば、申請書類の工夫やパワーポイント実施に必要な会場における資材の準備、印刷物の事前配布などを検討する。

ウ 申請手続き等

① 改善課題

- 現行の申請書の様式では、事業内容と目指す成果の記載方法が十分ではないため、選考の際に十分なチェックが出来ず、事業の趣旨に沿わない市民活動が対象事業として一部展開されている。
- 事務手続きに不慣れな団体にとって、申請手続きが過度な負担となっている可能性がある。

② 見直し方向

- 適正な選考が出来る申請書・実績報告書等を構築する。
- 事務手続きに不慣れな団体への支援体制を強化する。

③ 見直し案

- ステップに応じた修正を行い、事業内容と目指す成果が明確となるようアウトプット（活動内容）・アウトカム（成果）中心の記載に変更するよう求める。
- 申請手続きなど事務手続きの支援体制の強化については、現行窓口の周知を徹底するとともに、分かりやすい説明を行うよう求める。
- 補助金交付申請書で「普及啓発・教育事業」「調査研究事業」については「水源環境保全・再生に関する普及啓発事業」「水源環境保全・再生に関する調査研究事業」と明確に謳うよう改訂する。

(4) 財政面以外の支援（バックアップ体制）について

【現行メニューの充実・強化】

ア 交流会

開催当日に参加者へ行ったアンケートで各回とも8割以上の方から満足・役に立ったとの回答を得ており、実施状況報告とグループワークを行っている現行の交流会も一定の成果を挙げているが、一方で「グループワークの時間が足りない」「もう少し詳細な報告がほしい」などといった要望も出ている。

① 改善課題

- 他団体の実情等を理解する上で、交流会は有効であるが、活動内容が異なる団体が一同に介していることもあり、団体相互のネットワークづくり等への発展があまり見られないため、市民活動の活性化等、市民事業の拡大・拡充が困難である。

② 見直し方向

- 団体相互のネットワークの構築を主眼とした交流会の充実強化を図る。

③ 見直し案

- 現行の交流会の回数を変えることなく、団体から要望のあったグループワーク中心の交流会や現地検討会の開催について検討をする。また、実施時期についても団体の活動状況を踏まえ、夏に開催するなどの改善についても検討をする。

イ 県ホームページ

① 改善課題

- 情報の利用頻度が低く、団体の発展向上という本来の目的を果たせていないため、情報内容や情報伝達方法の再検討が必要。

② 見直し方向

- 情報の充実強化と市民団体に対する情報内容等の周知

③ 見直し案

- 団体が希望するコンテンツは概ね整備されていることから、コンテンツ毎の情報の充実等(例:県の森林整備指針など)に努める。また、ホームページの利用頻度が低いことを考慮し、FAX等アナログ媒体の活用とメーリングリストによる情報提供等を検討することが望ましい。

【市民団体のレベル向上支援】

ア 水源環境保全・再生施策の理解向上

① 改善課題

- 様々な団体が、現在の活動内容の延長線上で補助申請を行うケースがあることから、水源環境保全・再生施策等に対する理解や意識が十分に感じられない。

- 活動に必要な専門的知識の習得に対する要望が多数あり、かつ団体活動への一般参加者の知識・技術が未成熟であることから、指導者の数や技術の不足により活動内容の向上や参加者の定着・充実に限界がある。
- 一部の団体では、チェンソー等の機械の導入に即した安全管理体制が不十分であることから、団体や個人における安全管理に対する意識が希薄であり、事故発生への懸念がある。

② 見直し方向

- 水源環境保全・再生施策のより一層の周知を図る。
- レベルの向上に向けた研修等さまざまな機会を充実する。
- 市民団体がチェンソー等の技術講習会に参加しやすい仕組みを構築する。

③ 見直し案

- 交流会などの機会を捉え、この市民事業等支援制度の根拠でもある「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」および「実行5か年計画」や市民事業等支援制度について一層の周知を図る。
- 補助金が決定した団体に対して「水源環境保全・再生」に関する講習や説明会を実施することも考えられる。
- 森林インストラクターの派遣制度や環境科学センターの出前講座など既存の制度を活用し、森林整備技術の習得や調査研究における調査手法の習得など事業を実施するにあたって必要となる知識や技術の習得を支援する仕組みを検討することが望ましい。
- 林業業労災防止協会等が行うチェンソー等の技術講習会の参加費を補助対象に追加もしくは県が当該講習会の参加枠を確保するなど、安全管理への配慮をすることが望ましい。

イ 持続的な市民活動を支える情報の支援、ネットワークづくり

① 改善課題

- 活動先の地元等（県（他部局を含む）・市町村・森林組合・トラスト財団・企業・学校など）に関する情報の不足などにより、地元等との交流を行うことや信頼を得ることが難しく、個々の団体における活動フィールドや人材の確保に限界があり、団体活動の継続や拡充が困難である。

② 見直し方向

- 団体活動の継続に向けた市民団体と地元等を結ぶ新たなしくみを構築する。

③ 見直し案

- 持続的な市民活動を推進する上で必要な情報を収集・登録し、市民団体の継続的な活動を支援する市民事業支援バンク（活動支援情報のプラットフォーム）などの設立について検討することが考えられる。提供する情報としては、団体活動情報や貸出資機材情報、活動フィールド情報、CSR企業情報、人材情報などの情報が考えられる。
- 市町村と市民団体が連携・協力できる土壌づくりをするため、県が関係市町村を集めて実施する会議などにおいて、市民事業等支援制度の周知を図ることが望ましい。

以上

水源環境保全・再生かながわ県民会議 市民事業専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第6条第1項に基づき市民事業専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次の事項について検討する。

- (1) NPO等が行う事業を支援する仕組みに関すること
- (2) 対象事業の審査に関すること

(委員)

第3条 専門委員会の委員は、県民会議設置要綱第6条第2項から第6項の規定による。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(会議の公開)

第5条 専門委員会は、原則として公開とし、公開の方法等は県民会議の扱いを準用する。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、環境農政局水・緑部水源環境保全課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

○市民事業専門委員会開催状況

平成 19 年度		
第1回	H19. 5. 21	・委員長及び副委員長の選任について ・市民事業等支援制度の検討課題及び検討に係る想定スケジュールについて
第2回	H19. 7. 11	・市民事業等支援制度の検討
第3回	H19. 8. 20	・市民事業等支援制度の検討
第4回	H19. 9. 19	・市民事業等支援制度の検討
第5回	H19. 10. 15	・市民事業等支援制度の検討
第6回	H20. 1. 25	・市民事業等支援制度に係る選考方法・選考基準等の検討
平成 20 年度		
第7回（1次選考）	H20. 6. 9	・平成 20 年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第8回選考会 （2次選考） 兼報告会	H20. 6. 13	・平成 20 年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
第9回	H20. 8. 18	・平成 21 年度検討スケジュールについて ・財政的支援（補助制度）の課題及び財政面以外の支援等について
第10回	H20. 9. 25	・財政的支援（補助制度）の課題及び財政面以外の支援等について
第11回	H20. 10. 16	・財政的支援（補助制度）の課題及び財政面以外の支援等について
第12回 選考会（1次選考）	H21. 2. 26	・平成 21 年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第13回 選考会（2次選考） 兼報告会	H21. 3. 8	・平成 21 年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
平成 21 年度		
第14回	H21. 6. 11	・委員長の選任等について ・財政面以外の支援のための県ホームページについて ・市民事業支援補助金の愛称について ・交流会（中間報告会）の実施について
第15回	H21. 7. 29	・第2期活動方針について ・課題の検討について ・市民事業支援補助金の愛称について ・交流会（中間報告会）の実施について
第16回 交流会（中間報告会）	H21. 11. 6	—
第17回 選考会（1次選考）	H22. 2. 25	・平成 22 年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第18回 選考会（2次選考） 兼報告会	H22. 3. 6	・平成 22 年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金二次選考会

平成 22 年度		
第19回	H22. 4. 19	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度活動方針について 評価の実施について（19、20 年度補助効果の検証を通じた評価） 制度のあり方の検討
第20回	H22. 5. 24	<ul style="list-style-type: none"> 市民事業等支援制度評価について
第21回	H22. 7. 12	<ul style="list-style-type: none"> 市民事業等支援制度評価について
第22回 委員会	H22. 11. 7	<ul style="list-style-type: none"> 市民事業等支援制度評価について
第22回 交流会 (中間報告会)		—
第23回	H22. 12. 27	<ul style="list-style-type: none"> 市民事業等支援制度のあり方と改善方向について
第24回	H23. 1. 27	<ul style="list-style-type: none"> 市民事業等支援制度のあり方と改善方向について
第25回 選考会（1次選考）	H23. 2. 24	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第26回 選考会（2次選考） 兼報告会	H23. 3. 5	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
第27回	H23. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> 市民事業等支援制度のあり方と改善方向について
平成 23 年度		
第28回	H23. 7. 14	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度市民事業等支援制度報告書（案）について 市民事業交流会について
第29回 交流会	H23. 11. 27	<ul style="list-style-type: none"> 現地検討会（やどりき水源林（足柄上郡松田町寄地内））
第30回	H23. 12. 12	<ul style="list-style-type: none"> 水源環境保全・再生市民事業支援補助金 選考基準等について
第31回（1次選考）	H24. 2. 24	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第32回（2次選考） 兼報告会	H24. 3. 3	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
平成 24 年度		
第33回	H24. 7. 12	<ul style="list-style-type: none"> 市民事業専門委員会の取り組み状況について 市民事業交流会について
第34回 交流会	H24. 10. 23	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動紹介展（新都市プラザ）
第35回	H24. 12. 11	<ul style="list-style-type: none"> 水源環境保全・再生市民事業支援補助金 選考基準等について
第36回（1次選考）	H25. 2. 15	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第37回（2次選考）	H25. 3. 9	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会

平成 25 年度		
第38回	H25. 7. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・市民事業専門委員会の取り組み状況について ・市民事業交流会について
第39回	H25. 9. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・市民事業専門委員会の取り組み状況について ・市民事業交流会について
第40回交流会	H25. 10. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動紹介展(新都市プラザ)
第41回	H25. 12. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・水源環境保全・再生市民事業支援補助金 選考基準等について
第42回(1次選考)	H26. 2. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第43回(2次選考)	H26. 3. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会

<第4期県民会議への引継書>

事業モニターチーム・県民フォーラムチーム
コミュニケーションチーム 参考資料

○事業評価ワーキンググループ最終報告

○情報提供等ワーキンググループ最終報告

平成 23 年 11 月 7 日

水源環境保全・再生かながわ県民会議
座長 堀場 勇夫 殿

事業評価ワーキンググループ
リーダー 木平勇吉

「効果的な事業評価のあり方」の検討結果

－事業評価ワーキンググループの報告－

平成 23 年 4 月 22 日に設置された事業評価ワーキンググループは「効果的な事業評価のあり方」について検討してきた。

これまでの検討経過については 8 月 1 日に中間的に報告したが、その後、現地での試行と検討を進めた結果、合意に達したので最終報告を提出する。

グループメンバー

浅枝 隆 木平勇吉 林 義亮 倉橋満知子 増田清美
北村多津一 久保重明 高橋弘二 柳川三郎

オブザーバーと試行参加

井伊 秀博、井上伸康 岩渕 聖 木下 奈穂、小林信雄
高橋二三代、

検討の経過

区分	年月日	検討内容
第 1 回検討会	23 年 4 月 28 日	課題の洗い出し討論
	5 月 20 日	文書による意見の提出
第 2 回検討会	5 月 30 日	課題整理と改善策の討論
	6 月 10 日	文書による意見の提出
第 3 回検討会	6 月 20 日	改善策の整理と中間報告の検討
	7 月 5 日	中間報告リーダー案に対する意見の提出
	7 月 25 日	中間報告修正案に対する意見の提出
中間報告の提出	8 月 1 日	第 17 回県民会議に中間報告を提出
現地の第 1 回試行	8 月 8 日	間伐材の搬出促進と水源の森林づくり事業の推進
第 4 回検討会	9 月 5 日	最終報告の取りまとめ
現地の第 2 回試行	9 月 12 日	河川・水路における自然浄化対策の推進
最終報告の提出	11 月 7 日	第 18 回県民会議に最終報告を提出

検討会および試行への参加者

委員名	第1回	第2回	第3回	試行1	第4回	試行2
浅枝 隆	○	○	○			○
木平 勇吉	○	○	○	○	○	
林 義亮	○	○	○		○	
倉橋 満知子	○	○	○	○	○	○
増田 清美	○	○	○		○	
北村 多津一	○	○	○			
久保 重明	○	○	○	○	○	
高橋 弘二	○	○	○		○	○
柳川 三郎	○	○	○	○	○	
井伊 秀博						○
井上 伸康		○		○		
岩渕 聖		○			○	
小林 信雄		○	○	○		
木下 奈穂						○
高橋 二三代				○		○
事務局	○	○	○	○	○	○

事業評価の5つの課題と改善策の提案

1 モニターチームは事業モニターの年間計画を年初に立てる

事業モニターとは県民会議委員の現地調査による事業評価の方法である。これまでは事務局を中心に企画されて森チームと水チームにより実施されてきたが、モニターチームの主体性が弱く、年間計画が欠けていたと指摘された。

その改善策として、

- ① モニターチームはモニター候補地を選ぶ条件を提示して、事務局はそれに基づき候補地リストを作成する。候補地について事業名、事業者名、場所、目的、モニター履歴、水源税に関わる事業経費などの資料をつける。
- ② モニターチームは候補地の中から県民関心度や重要度、技術や経費の問題、追跡調査の必要性、調査作業の難易などを検討して事業モニター年間計画書（様式1）を作る。

2 事業モニターの担当者と実施体制を整える

事業モニターを実施する担当者和その体制は、これまでは原則として公募委員と一部の関係団体委員で構成されており十分ではなかったと指摘された。

その改善策として、

- ① 事業モニターの年間計画に沿って、毎回の実施担当者を計画的に決める。公募委員・自主参加委員を主体とするが、県民会議委員のうち、有識者委員、関係団体委員も積極的に関わることにする。(これまでは概ね年4回開催)
- ② 事業モニターに責任者を定める。責任者はモニターの参加者、計画と実施、結果の報告についての全体の責任をもって行う。モニターチームは事業モニターごとにチームリーダーを定める。必要な場合は有識者委員や現場説明者の参加を求めて確実な実施体制を事前に整える。

3 事業モニターの実施手順と評価方法を定める

事業モニターの実施手順と評価基準がこれまでは不明確だと指摘された。

その改善策として、

- ① 資料の事前配布(基本的な事項、地図、評価のねらい、過去の経緯など)
- ② 事前の学習機会を設ける(県の報告、問題点、評価の焦点、専門的な助言)
- ③ 事業評価シート(様式2)を用意し、現地で記入する。
- ④ 現地調査後の検討会 当日に事業評価シートに沿って検討する。
- ⑤ 後日に、検討内容を参考にして各人ごとに最終の事業評価シートを提出する。

4 事業モニターごとに報告書を作成する

これまでは事業モニターごとの報告書が取りまとめられていないので評価が見えないとの指摘がある。

その改善策として、

- ① 提出された事業評価シートを整理して、報告書形式(様式3)にそって事務局の協力を得てチームリーダーがモニターごとの報告書を作成する。
- ② それをモニターチームのメンバーが確認したあと、責任者が県民会議座長に提出する。

5 事業モニターの結果を反映させる

現在は事業モニターの結果が今後の事業実行や次の計画立案に十分には反映されていないとの指摘がある。

その改善策として、

- ① 県民会議座長は、事業モニター報告書を受けたときは、次のことを行う。
 - ・ 県民会議において報告する。

- ・ 報告内容が「点検結果報告書」「現地の事業実施」「PR活動」「次期計画」に反映されるよう、専門委員会や事務局に検討を依頼・指示するとともに、県民会議においても議論する。
- ・ 上記の検討及び反映結果をとりまとめ、県民会議において報告する。

② 事業モニター報告書で疑問が提起されたか、改善が示唆された項目について、県民会議は県や県を通じて市町村へ伝えて、必要な場合は担当者から回答を求める。

これからの問題として県民会議の機能・運営の検討

「事業モニター」について5つの改善策がワーキンググループとして合意された。この内容が県民会議で検討されて実行されることにより「効果的な事業評価」は前進すると期待される。

さらに、県民会議としての重要な課題は県民会議全体の機能・運営などの検討である。そのためには今後、水源環境税制の創設検討段階での理念と趣旨がどこまで実現されているか、県民会議が水源環境の向上にいかに関与しているか、その実績が県民・納税者にどこまで認知されているか、などについての県民会議自体の自己分析が必要である。事業評価ワーキンググループはこのテーマについては検討していない。県民会議で取り組むべきこれからの問題である。

- 様式1 事業モニター年間計画表
- 様式2 事業評価シート
- 様式3 事業モニター報告書

平成 年度事業モニタ一年間計画表

No.	実施 時期	評価対象（事業名）	テーマとねらい	モニター箇所	県民会議参加予定者		説明者
					責任者		
1							
2							
3							
4							
5							
6							

(様式2)

事業評価シート

対象地 _____

年月日 _____

氏名 _____

1 共通項目

評価項目	評価、疑問提起、改善示唆	評価点 (1,2,3,4,5)
ねらいは明確か		
実施方法は適切か		
効果は上がったか		
税金は有効に使われたか		

2 個別項目 (例) 上流対応、水質処理、アオコ対策、シカ、ブナ

評価項目	評価、疑問提起、改善示唆など	評価点 (1,2,3,4,5)

5 非常によい

4 よい

3 ふつう

2 わるい

1 非常にわるい

3 総合評価

	評価点 (1,2,3,4,5)
--	--------------------

4 実施実務のチェック

- 資料は理解できたか (適、否)
- 現地の状況は理解できたか (適、否)
- 説明は理解できたか (適、否)

(様式3)

水源環境保全・再生かながわ県民会議 事業モニター報告書

事業名

報告責任者 ○○ ○○

実施年月日 平成23年 月 日

実施場所 ○○○市○○地区

評価メンバー ○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○

説明者 ○○○○

事業の概要

・ねらい

・内容

・実績

評価結果	評価点
共通項目	
ねらいは明確か	()
実施方法は適切か	()
効果は上がったか	()
税金は有効に使われたか	()
個別項目	
.....	()
.....	
総合評価	
.....	()
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

附属資料、説明資料、写真など

平成23年11月 7 日

水源環境保全・再生かながわ県民会議
座長 堀場 勇夫 殿

情報提供等ワーキンググループ
リーダー 柳川 三郎

「県民への情報提供、県民意見の集約のあり方」の検討結果
－情報提供等ワーキンググループの報告－

1 情報提供等ワーキンググループの目的

水源環境保全・再生施策に関する効果的な県民への情報提供、県民意見の集約のあり方について検討する。

2 検討の経過

区 分	年 月 日	検 討 内 容
第1回検討会	23年6月20日	課題の洗い出し
第2回検討会	7月25日	課題整理と改善策の検討
中間報告の提出	8月1日	第17回県民会議に中間報告を提出
第3回検討会	9月9日	改善策の検討及び最終報告の取りまとめ
最終報告の提出	11月7日	第18回県民会議に最終報告を提出

3 検討内容

各事業の課題、改善案及び今後の対応方向については、別紙のとおり。

4 改善を行う事業の優先度

改善案の検討、実施にあたっては、当面、県民会議が行う情報提供の中心的事業である「県民フォーラム」及び「しずくちゃん便り」について重点的に見直すこととし、今後、各作業チームで具体的内容を詰めていくこととする。

その他の事業については、この2事業の見直し作業の進捗状況を踏まえ、対応を検討することとする。

5 改善に伴う事業見直し

改善策の実施にあたっては、県民会議委員及び事務局の負担を考慮することとし、業務量の増を伴う場合は、既存事業の縮小とセットで行うことを検討する。

6 県民会議と県の役割分担

当面、現行の役割分担を継続することとするが、県民会議と県の事業で重複する部分については、役割分担の再整理を行う。（地域での普及活動、メディアによる広報等）

なお、事業モニターの充実強化に伴い、県民会議委員の大幅な負担増が見込まれる場合は、県民フォーラム等の県民会議の事業について、県民会議委員が企画への参加や意見を述べる機会を担保した上で、県に業務を移管することを改めて検討する。

情報提供等に係る課題、改善案及び今後の対応

事業名	課題	改善案	今後の対応方向
県民フォーラム	・企画の検討に要する期間が短い。	・企画から実施までの期間を6か月程度確保する。 ・年度当初に開催時期、担当者を決定する。	○実施の方向で検討（※1） 〃
	・フォーラムの集客力が弱い、また、高齢者が参加者の大半を占めている。	・一般県民に当事者性を持たせるような内容とし、テーマは、広く設定する。 ・ターゲットにする年齢層を明確化する。 ・人が集まりやすい日時、場所を設定する。 ・会場に託児所を設置する。 ・講演者やパネリストについては、専門外で意外性のある分野からの選定も検討する。 ・駅でのポスター掲示を行う。 ・着ぐるみやキャラクターグッズを製作し、視覚に訴えるPRを行う。 ・新聞や地域のコミュニティ誌に広告を掲載する。	○実施の方向で検討 〃 〃 〃 ○大規模フォーラムの場合は実施を検討 〃 ◇実現可能性を検討（※2） 〃
	・プログラムの内容が固定化している。	・地域の特性に応じた内容で、ミニフォーラムを開催する。 (例：カフェ方式によるミニフォーラムを駅や図書館、市民まつりなどで開催)	◇実現可能性を検討 *ミニフォーラムを実施する場合は、委員及び事務局の業務量を勘案し、現行の県民フォーラムの回数減について、併せて検討する。
	・実施結果について評価を行っていない。	・県民会議に提出しているフォーラム結果報告の取りまとめにあたり、担当委員の評価欄を加える。	○実施の方向で検討
	・フォーラム意見を施策に反映させる仕組みができていない。	—	◎既に対応済み（フォーラム意見報告書の中で、施策への反映についての要望事項を明記している。）
しずくちゃん便り	・PR効果の高い配布先について検討すべきである。	・配布先については、より県民の目に多く触れる施設等を選定するなどの見直しを行うとともに、発行部数についても併せて見直しを行う。	○今後、公共施設を中心に具体的な配布先を検討
	・デザイン、紙面の内容充実について、さらに検討の余地がある。	・デザインや紙面の公募を行う。 ・掲載記事のバラエティー化、紙面の増を行う。 ・学生リポーターを公募するなど、一般県民をプロセスに取り込み、内容に広がりを持たせる。 ・プロボノ（各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動）の手法を取り入れる。 ・水源環境をアピールするタイトルの設定、アンケート調査などを実施する。	◇実現可能性を検討 〃 〃 〃 〃
事業モニター	・一般県民が参加する現地見学会について、県民会議の関わり方を整理する必要がある。	・一般県民が参加する現地見学会は、県主導で実施することとし、県民会議が行う事業モニターとは別個に実施する。	□左記のとおり県に要望

※1 「○実施の方向で検討」は、可能なものから速やかに実施する方向で検討する。
 ※2 「◇実現可能性を検討」は、今後、各作業チームが、費用対効果、県民会議委員及び事務局の業務量等を踏まえ、実施の可否を検討する。

事業名	課題	改善案	今後の対応方向
市民事業支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・団体同士の交流をさらに深める必要がある。 ・一般県民にもっとPRする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体の活動現場への見学会を行うとともに、一般県民への参加を呼びかける。 	□市民事業専門委員会での検討を要望
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外で効果的な情報提供を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層への普及啓発を図るため、学校への広報を推進する。 (広報用DVDの活用、若年層向けDVDの作成、小冊子の発行、学校林などの体験教育の場の充実) 	◇実現可能性を検討
		<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な広報を行うため、メディアの活用について検討する。 (テレビ、ラジオ、コミュニティ誌、ツイッターなど) 	〃
		<ul style="list-style-type: none"> ・県のホームページのアクセス件数を増やす方策を検討する。 	〃
		<ul style="list-style-type: none"> ・一般県民への普及啓発を兼ねたアンケートによる意識調査、電話による世論調査を実施する。 	〃
		<ul style="list-style-type: none"> ・県民会議の関係団体委員から森林整備技術、河川整備技術、関係団体活動情報等に係る情報を発信する。 	〃
		<ul style="list-style-type: none"> ・県民会議の有識者委員から森林づくりのあり方、河川整備のあり方等に係る情報を発信する。 	〃
		<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動に係る費用対効果について、専門家、有識者から助言をもらう。 	〃